

厚岸町議会 第4回定例会

平成25年12月6日

午前10時00分開議

●議長（音喜多議員） ただいまから、平成25年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

●議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、堀議員、7番、金橋議員を指名いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第2、議案第100号 厚岸町緑のふるさと公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただいま上程いただきました、議案第100号 厚岸町緑のふるさと公園条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明申し上げます。

本条例の改正内容につきましては、有料公園施設であります愛冠野営場ローラースケート場の廃止とさきの議案第99号と同様、平成25年10月1日閣議決定により、消費税法の改正に基づき、消費税率が平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げられることが確認されていたことにあわせて、条例規定の改正を行うものであります。

まず、愛冠野営場ローラースケート場の廃止についてであります。愛冠野営場は平成2年12月に完成し、平成3年度から供用を開始しており、これまでに延べ2,531人の利用をいただきましたが、たび重なる地震により亀裂や路面の凹凸ができたことなどから、平成15年度を最後に利用されていない状況にあります。

このローラースケート場の復旧には多額の費用がかかること、またローラースケートに対するニーズも低下しており、復旧後の利用者も多くは見込めないと判断されることから、このたびの消費税率改正に伴う公共料金の改定にあわせ、ローラースケート場に関する部分を削り、平成25年度をもって廃止しようとするものであります。

なお、消費税率改正に伴う公共料金の改定に当たっての基本的な考え方は、さきに説明のありました議案第99号と同様であります。

徴収する使用料は単価積み重ねの計算によりますが、従前どおり算定額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てることにしています。

金額表示については、1回当たりの単位を使用しているものにつきましては10円未満を切り捨てた表示としますが、時間や使用する量、または延長、距離や面積などの単位とするものにつきましては、小数点第2位までの表示としています。

恐れ入りますが、議案書の32ページをお開きいただきますとともに、別途、配付させていただいております議案第100号説明資料、厚岸町緑のふるさと公園条例の一部を改正する条例新旧対照表を参考にしていただきたいと思います。

なお、新旧対照表の構成は、現行、改正案、改正要旨となっており、アンダーラインの部分が改正しようとする部分であります。

それでは、新旧対照表により改正内容の説明を申し上げます。

別表第1の施設使用料から、ローラースケート場廃止のため、この字句を削るとともに、別表第1及び別表第2で規定している施設使用料及び電気暖房使用料の額をそれぞれ現行の消費税率5%を含んだ額から、消費税率8%を含んだ額に改正するものであります。

また、別表3では、占用及び行為等の使用料を定めていますが、単位の欄で1日つきと定めている部分については、占用料の欄を一月に満たない場合と一月以上の2段表示とし、一月に満たない日数単価をそれぞれ現行の消費税率5%を含んだ額から、消費税率8%を含んだ額に改正するものであります。

これは、土地貸し付けにおいて、貸し付け期間が一月に満たないものについては課税対象になりますが、一月以上の場合については非課税となることから、消費税法の取り扱いノートにそれぞれ2段表示としたものであります。

なお、別表第1から別表第3の改正部分の改正金額については、新旧対照表に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

議案書33ページに戻っていただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第3、議案第101号 厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（遠田課長） ただいま上程いただきました、議案第101号 厚岸町公共下水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書の34ページをお開きください。

このたびの条例改正は、消費税と地方消費税を合わせた消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、厚岸町公共下水道の下水道使用料並びに厚岸町上水道、簡易水道、農業水道の水道料金及び給水装置工事にかかる手数料を現行の5%の消費税等を含んだ金額から8%の消費税等を含んだ金額に表示を改め、あわせて給水条例に準拠して算定している下水道使用料の納入通知書の発行日と納期について、水道料金の場合との整合を図る改正をし、さらに別表番号の字句の整理を行おうとするもので、水道課で所管する三つの条例の一部を改正するものであります。

消費税率等の改正にかかる改正案の基本的な考え方は、さきに議決いただきました議案第99号厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例と同様であります。

なお、これから行う改正案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別にお配りしている議案第101号説明資料、厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例新旧対照表については、あわせてご参照していただきたいと思っております。

議案書の34ページをごらん願います。

第1条は、厚岸町公共下水道条例第15号第3項に規定している下水道使用料の納期を、下水道使用者には水道料金と下水道料金を同時に請求している実態から、今回の消費税率等の税率の改正にあわせ、この二つの料金の納入期日の整合を図り、あわせて事務の効率化を図るため、納入通知書の発行日の属する月の月末から、水道料金の場合と同様の納入通知書を発行した翌月の末日に改正し、二つの料金の整合を図りものであります。

次に、第16号第1項中と第31条第1項中の別表番号の改正であります。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第16条第1項中の別表2を別表1に改め、第31条第1項中、別表3を別表2に改めるものであります。これは、平成13年7月に別表1を削る条例改正をした際、それぞれ別表番号を繰り上げる改正が漏れていたことが判明したため、この別表に記載の金額を改正するのにあわせ、別表番号を繰り上げるものであります。

次に、別表2の改正であります。新旧対照表の1ページをごらんください。

別表中の左側が5%の消費税等を含んだ現行の下水道使用料の金額、右側が8%の小税等を含んだ改正案の金額、下線を引いた箇所が改正しようとする部分であります。

また、この別表2の別表番号を繰り上げ、別表1とするものです。

新旧対照表の2ページをごらんください。

別表2の別表番号を繰り上げ、別表1としたことにより、別表3の別表番号を繰り上げ、別表2とするものであります。

議案の34ページにお戻りください。

第2条と第3条は、厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業水道給水条例に定める給水装置工事にかかる手数料と別表に定める水道料金の改正であります。

改正内容が同じなため、あわせて説明いたします。

再び、新旧対照表をごらんください。新旧対照表の2ページ中段から3ページ中段は、厚岸町水道事業給水条例の改正内容、3ページ中段から4ページは厚岸町農業水道給水条例の改正内容で、ともに左側が5%の消費税等を含んだ現行の金額、右側が8%の消費税等を含んだ改正案の金額、下線を引いた箇所が改正しようとする部分であります。

議案の35ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は施行施行期日で、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

第2項は、下水道使用料及び水道料金の適用に関する経過措置を規定しており、法律の改正に伴う経過措置として、法律の施行日前から使用継続している水道や下水道の料金については、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものが旧税率を適用されるということから、改正後の料金については平成26年5月分の下水量使用料及び水道料金から適用するものとし、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものであります。

第3項は、手数料の適用に関する経過措置を規定しており、改正後の手数料は施行日以降の申し込みについて適用し、施行日前の申し込みについてはなお従前の例によるものであります。

別にお配りしました、議案第101号説明資料③をごらんください。

平成24年度決算ベースとして、今回の改正案による歳入増見込み額を試算したものと、家事用の用途における使用水量別の料金への影響額を記載しております。

今年度10月までの家事用の平均水量の12立法メートルの場合で、水道のみの場合は月額90円、下水道も使用している場合は月額150円の影響が生じることになります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっと教えていただきたいのですが、この1行の第15条第3項中というのがありますけれども、納入通知書発行日の属する末日を翌月の末日に改めるということになっているのですけれども、これ、このとおりにいくと重なる月というのは出てこないですか。例えば、4月1日に3月分も納めなければならないとか、そのあたりはどういうふうに考えればいいですか。わかりやすく説明願います。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 現在、納期、水道料金と下水道使用料は同時に徴収している実態がありますけれども、例えば4月分の検針、規則でいいますと例えば4月分ですと4月25日から4月末日までの間に検針をして、水道料金の場合は末日付で料金と納付書を発行します。そうすると、今の規定でいきますと5月末日が納期になります。

下水道使用料の場合は、同時に請求しているといいますが、4月分の使用料については5月1日の発行日、納付書の発行日でその月に属する月末ですから、請求書の発行日、納期は同じなのですが、発行日に1日のずれが生じています。そうすると、実態としては納付書は同時に発行していますので、発行日の整合性をとる、2枚発行するというのは費用もかかりますので、特にそれで納入が重なるということではなくて、事務の簡素化と実態にあわせた改正をするという内容になります。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第4、議案第102号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） ただいま上程いただきました、議案第102号 厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容をご説明申し上げます。

議案書37ページをお開きください。

このたびの条例改正は、別表中の1使用料及び2手数料について、消費税税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、その料金を改定するほか、2手数料に規定する各種の料金について、利子の記載や証明が必要とするものと必要としないものを明確にするための字句を追加する内容となっております。

なお、消費税率の引き上げにかかる改正案の基本的な考え方は、さきに議決いただき

ました議案第99号 厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例から、議案第101号 厚岸町公共下水道条例等の一部を改正する条例と同様でありますので、詳細な説明は省かせていただきます。

内容説明は、別に配付の議案第102号説明資料、厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でご説明いたします。

改正内容です。条例に規定しております別表の改正であります。1 ページが1 の使用料の改正案で、表左側が消費税率5 %を含んだ現行の規定、右側が消費税率8 %を含んだ改正後の規定で、それぞれ下線を引いた額が改正しようとする箇所であります。

また、裏面2 ページでは、2 の手数料について、使用料と同様の考え方でそれぞれ下線を引いた箇所を改正しようとするものであります。

そのほか、区分欄の4 段目にあります証明書料であります。この証明書料には従来から医師の証明が不要な各種の証明にかかる料金を規定していますが、この取り扱いを明確にするため、括弧書きで医師の証明が不要なものの字句を追加するものです。

なお、この証明書料以外のものは全て医師の記載や証明が必要となるもので、改正前と改正後での取り扱いには変更ございません。

議案書の38ページにお戻りください。

附則であります。この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

なお、この改正により、影響する金額を平成24年度決算ベースで説明資料として配付しておりますので、参考としてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第103号 備荒基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、議案第103号 備荒基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

今般、廃止しようとする備荒基金の設置管理及び処分に関する条例を、議案第103号説明資料①としてお手元に配付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

同条例は、昭和39年3月開催の町議会第1回定例会で制定議案が可決され、昭和54年12月開催の町議会第4回定例会で一部改正議案が可決され、現在に至っております。

この条例は、北海道市町村備荒資金組合に厚岸町が納付する普通納付金について同組合内に設置された備荒基金として積み立てられ、その処分などについて規定したものであります。

北海道市町村備荒資金組合は、地方自治法第1条の3第3項に基づく地方公共団体の事務を広域的に共同処理するために設置された特別地方公共団体であり、同法第284条第2項に基づき、同組合を組織する普通地方公共団体はその事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定め、北海道知事の許可を得て設置された一部事務組合であります。

この法律の規定により、一部事務組合が成立すれば、それによって共同処理するものとされた事務は関係地方公共団体の献納から除外され、成立前にあった関係市町村条例は組合成立によって自動的にその効力を発揮する余地がなく、組合成立とあわせて改廃の措置をとって明確に規定を置くことが妥当であると逐条解説書や事務手引き書に記されております。

北海道市町村備荒資金組合の設立申請に当たり、関係市町村議会において組合規約などを付した設立議決が昭和31年2月1日に設立が許可され、同年3月27日までに道内の全市町村が加入しております。

組合規約は説明資料②で配付のとおりであります。

規約第4条に規定する組合の共同処理する事務である組合市町村が災害による減収を補填し、または災害応急復旧事業費、その他災害に伴い費用に充てるための積み立て謹告に関する事務の資金として、関係市町村の義務納付である普通納付金だけでは不足するため、任意納付である超過納付金についても組合成立時から制度化されており、この納付金を管理するため備荒基金が設置されております。

昭和38年に地方自治法の改正により基金の設置、管理及び処分に関しては従前の議会の単項議決を改め、条例形式となったことから、昭和39年3月4日、同組合議会の議決により説明資料③のとおり備荒基金の設置、管理及び処分に関する条例が制定されたところであります。

時を同じくして、冒頭でご説明したとおり、昭和39年3月の厚岸町議会第1回定例会に備荒基金の設置、管理及び処分に関する条例案が提出され、可決されております。

このときに、法の求めるところではない同条例を制定した理由は、当時の書類には記載がなく、また町議会の議事録でも提案理由の記載が省略されており不明であります。

ただし、昭和54年12月の条例の一部改正における町議会の質疑の中で、この基金は北海道市町村備荒資金組合がつくっている基金制度であり、組合に備荒基金の条例があり、

この組合の条例が改正になったので、町の条例も改正することが適切であると考えたとの理事者側の答弁があります。

以上のことから、類推すると同組合には当時から超過納付金制度があったにもかかわらず、町が条例化したのは関係市町村に納付する義務がある普通納付金についてのみであったことから、制定当時は町の条例化は法の求めるところではないが、義務納付であった普通納付金については町として明確化するために制定したものではないかと考えます。

今般、この条例を廃止しようとする理由は、法律上、一部事務組合である北海道市町村備荒資金組合にゆだねた事務に関して、町の条例を制定する必要はなく、この条例自体が無効な存在であること。厚岸町と同様の条例がどこの関係市町村にも存在せず、公表された例規に対して周りから疑義を持たれる可能性があること、普通納付金の位置づけを町として明確化することは組合規約及び組合条例を再確認することで、その目的が達成できることであります。

この条例は、交付の日から施行するものであります。

なお、今般の町の考え方については、北海道町村会の公務支援室及び北海道町村備荒資金組合に相談するとともに、厚岸町における普通納付金と超過納付金の予算計上、予算執行、決算書、総務省への決算状況報告については、北海道道庁に照会し、全く問題なく適正なものであるとの見解をいただいておりますことことを申し添えます。

以上で、議案第103号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 今の説明を聞きますと、昭和31年に既に備荒資金組合というのは設立されていて、その31年の3月に加入をしていると。それで、39年に自治法が改正になって、そのときにもう一度明確化しているという歴史的な経緯があるわけです。

その39年にこの条例をつくっているということになるから、今の判断からいうと、そもそもこんな条例をつくる必要はないし、むしろ無効な条例をつくっていたのだということになりますよね。

こういうものを置いておくと無効だというだけではなくて、むしろ有害であるというのが今の答弁でした。今までなぜ放置しておいたのですか、まずその理由をきちんとお答えいただきたい。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 設置した理由自体は明らかでないのが先ほどご説明したとおりであります。ただ、何らかの事情、理由があるのではないかと思いがあったということであります。

適用外の条例をあえて制定した理由がはっきりしない状況では、昭和54年度以降、改廃に踏み切れなかったものと考えます。私自身もそのように考えておりました。今般、

さまざまな状況を調査、それから関係機関に相談させていただきましたが、はっきりしない点があるということでもあります。

そういった事情の中で、現在まで来たということでもあります。ただし、この条例に基づくというよりも、組合の条例に基づいて我々は事務を執行すべきということを当時から存じていたという状況でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 この条例の存在は私が決算委員会に出したのですよね。そのときは、町長も副町長も、それからほとんどの担当者がびくしたような顔をしていましたよ、忘れられていたのではないかというのが本当のところだと思うのです。

それで、こういうものがあって、今、言ったような調査すれば、今、言ったような結論に至ることになったのだが気がつかなかったというのであるならばわかる。けれども、そのとき担当者は、私知っていましたよと、そういう存在わかっていますよと言っているわけです。

そうすると、これは一事務屋が知っているというだけのことで、全体を判断する、特にこういう条例のいわば、あれば、むしろ疑義を抱くような条例があるということになるならば、これは町長判断ですよ。そういうものがきちっと傳達されていたのかどうか、いや「ハウレンソウ」だと、報告・連絡・相談は大事だと、いや「ハウレンソウ」だとか「コマツナ」だとかいろいろなことを言っているけれども、現実にはこういう問題で、理事者不統一のようなことが起きてしまっている、これは非常に問題だと思いますよ。

それとも、皆さん全部わかっていたのだけれども、決算委員会だとか、そういうところで議会で問題になるまではなかったことにしようということでもって放置してあったのですか。法に基づいて行政を行うというのは法治主義というけれども、ほっぽっておいたという放置主義ではないですよ。

ですから、やはりこういうところをきちっと今までの経緯を説明して、そして検討した結果、こうだから、これについてはこうするというものがあってしかるべきだと思う、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今、ご指摘いただきましたとおり、さきの平成24年度予算の決算において、この件についての室崎議員の質問に対しまして、私は歳出の性質的な違いであることを理解願いますと、昔からの経緯もあり、どういう事情があるか調査をさせていただきたいと、そういう答弁をいたしたところでございます。

その結果、先ほど担当課長から提案説明をいたしたとおりでございました。厚岸町の備荒基金の設置管理及び区分に関する条例につきましては、その制定目的は備荒資金組合が共同処理する事務と同様なものであり、したがって町の備荒基金の設置管理及び処分に関する条

例は既に厚岸町の事務ではない条例制定権の範囲内の事務であるということを改めて認識をいたしたところでございます。

担当課長からの提案説明のとおり、厚岸町における普通納付金と超過納付金の予算計上、予算執行、決算書及び総務省への決算状況報告については、適切なものであるという見解をいただいたところでございます。

室崎議員が疑義を持たれたのは当然のことであると、質問の趣旨は非常によく理解できることであると、私はそのように考えております。行政の執行に当たってこのようなことがあってはならないことであり、深くおわびを申し上げる次第でございます。

今後、このような事案があってはならないことでありますが、発生した場合には直ちに適正な措置をとって明確にすべきことは当然のことです。

本件について、ご理解賜り、ご承認をいただきますことをよろしくお願いを申し上げます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 町長のおっしゃることはよくわかりました。今後ともよろしくお願ひしたいと、そういうことです。

ただ、私1点だけ、どうしても腑に落ちない問題があるのです。それは、数のうちですから、こういうような条例が隠れていて誰も気がつかないと、私自身、決算委員会で言ったように例規を見ているときにボタンを押し間違えて、目指す条例が出ないで変なのが出てきたのを見て初めて気づいたぐらいですから、もちろんわからなかったのです。

そういうような中で見つかった、見つかったから、それを検討した結果、いやこれはうまくないから廃止しましょうと、この流れだったらよくわかるのです。ただ、今回は担当者は知っていて放置していたというのです。その部分はやはり非常に問題だと私は思います。担当者がわかっている、そしてこれには疑義があるということがもし理解できないような能力の担当者なら仕事はできないでしょう、しかもそれをちゃんと副町長や町長に報告もしないで放置してある、そういうことが随所でも行われているとしたら、これは若狭町政がたがたになりますよ。

そういう意味で、この条例が私は今の解釈とちょっと違うものを持っていましたけれども、それはいい、今の解釈でいって、無効であり有害だからこれは排除しようと、こういうことがないようにやはり目を配ろうと、それはそのとおりでいいのです。

ただ、前もって、前からわかっていたのに放置されていたという部分は、いわばこのことと別の問題をはらんでいる、これはやはりきちんとした厳正な態度で進まなければならないと、そのように思いますがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から責任者としてお答えをさせていただきます。

行政執行上、怠慢だったと、これはご指摘のとおりであります。次に提案されます104もそ

うであります。

今後、そういうようなことがないように町長として、管理者として適正な執行を心がけてまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私からも答弁させていただきたいと思ひます。

一部事務組合が成立するとき、例えば厚岸町にその事務があつて、一部事務組合が成立する前に厚岸町に關係条例があつて、一部事務組合が成立させたことによつて、その事務についての發揮する余地がないという事情でこの条例の改廢の手續きをとらなかつたということでは今回ありません。

そういった状況を知つていながら、昭和39年に条例制定されたわけですから、私は当時の議会、それから行政執行する側もそういった事情をわかつた上で多分、この条例は制定されたのではないかなと、そういうことを知つた上であつたのではないかなという思ひを持っておりました。

ですから、安易に廢止ということに踏み切つてを上司に相談できなかつたということはあると思ひます。あとはタイミングの問題だと思ひますけれども、このたびの決算委員会でそういった問題提起をされたということが、今回の条例廢止に至つたということもご理解いただきたいと思ひます。

そういった過去の先輩方の思ひはどうなのかなということも私としては心に持つた上で行政執行すべきではないかなというふうに思つた次第であります。

それから、この条例自体が効力を發しないということではありますけれども、法の解釈自体は例えば一部事務組合が成立されたときに、条例がその町に存在したとしても効力は發揮しないと、ただ明確にするために改廢の手續きをとつておくのが望ましいであろうという解釈であります。

ですから、あること自体が悪だというふうに断定的に言うものではないという解釈があります。（發言する者あり）ただし、やはりこういった自体が……（「ここではきちんとした結論出しているのだから、その後どっかの事務屋が出て、提案理由とも齟齬しかねないような話を延々とやり出すというのはどういうことなのかな」と發言する者あり）いや、提案理由とは合つています。（「議長、整理してください」と發言する者あり）提案理由とは合つています。そういったこともご理解した上で、ご判断いただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。（「だめだよ、町長が結論言っているのだから」と發言する者あり）

●議長（音喜多議員） ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第6、議案第104号 国民健康保険支払準備基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただいま上程いただきました、議案第104号 国民健康保険支払準備基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、その提案理由についてご説明を申し上げます。

今般、廃止しようとする国民健康保険支払準備基金の設置管理及び処分に関する条例を議案第104号参考資料として、お手元に配付しておりますのでごらんいただきたいと存じます。

国民健康保険支払準備基金の設置管理及び処分に関する条例は、昭和39年3月23日厚岸町条例第8号として交付、同年4月1日より施行されている条例でございます。

この条例が制定された経緯でございますが、昭和38年に行われた地方自治法の一部改正において、従来の基金財産は積立金の制度を基金制度に改め、基金の設置、処分に関しては従来の単項議決を改め条例形式にするという基金に関する改正がございました。

当時、北海道国民健康保険団体連合会において、診療報酬の支払いがとおくれる市町村の建てかえ払いを行うために、その原資として道内市町村から出資を受け、診療報酬支払基金を設置しておりました。

この基金は、北海道国民健康保険団体連合会が管理運用していたもので、厚岸町の権限が及ばないにもかかわらず、地方自治法の改正にあわせ、さきの備荒資金組合と同時期にこの条例を制定したものであるため、この条例は本来、厚岸町で制定すべきものではない条例と判断し、このたび本条例の廃止を提案するものであります。

なお、北海道国民健康保険団体連合会の診療報酬支払基金はその役目を終え、平成16年度に廃止をしております。

附則であります。この条例の施行日を交付の日から施行するとするものであります。

本条例の提出時期について、今日に至ってしまいましたことにつきまして深くおわびを申し上げます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

12番、室崎議員。

- 室崎議員 最後のところでちょっと経緯のお話し出ていました。
これはあれですか、やはり今回、何かと調査をしたらわかったというようなことなのですか。
- 議長（音喜多議員） 町民課長。
- 町民課長（板屋課長） 今般、備荒基金の関係もありましたけれども、当課で所管します条例規則等を再精査した結果、恥ずかしい話ですがこの条例、私、認識ございませんでして、今回見つけまして、それで調査した結果、本来もともとつくるべき条例でないということで、このたび廃止をさせていただくものでございます。
- 議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。
- 室崎議員 これ見つけた場合、これが廃止したほうがいいであろうということについては担当者としても考えるでしょうけれども、そのことを決定するのは町長であると、政策の問題であると、そのように理解していますか、それとも担当課長の判断で全てが決まると、そのように解釈していますか。
- 議長（音喜多議員） 副町長。
- 副町長（大沼副町長） 私のほうからご答弁申し上げます。
このたび、備荒資金組合の関係の条例、これを精査させていただきました。あわせて、同様の条例が厚岸町に散在しないかどうかということも調べてさせていただきました。
その結果、全く同時期に昭和39年、同じ議会で上程されているこの基金を審議に至ったわけであります。当時の議会の議事録、それから予算、決算等々も調べさせていただきました。
その結果、これは厚岸町で条例を制定して運用していくということではないというふうに判断をさせていただいて、担当課と私、協議をさせていただいて、町長の採決をいただいたという手続きをとりました。
以上でございます。
- 議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。
- 室崎議員 非常に妥当な手続きをとっているというふうに思われます。
条例の改廃というのは政策ですよ。だから、最終的には町長判断なんですよ、その町長判断が適切に行われるかどうかの情報提供というのは、常にそれぞれの担当者がしなければならないと、これが常識ですよ。それを何回か議会でもお聞きましたが、副町長も「ハウレンソウ」というような言葉でもっておっしゃっていると、そのように理解しておけばよろしいわけですね。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

先ほどもお話しいたしましたけれども、法的な大きな問題なんです。政策的ではないのです。そういう意味においては今回、私の提案者としての責任の中で廃止すべきであるということで、やはり不適法であるということを提案いたしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第7、議案第105号 町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第105号 町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

町は、昭和56年から特別養護老人ホーム心和園を平成3年から在宅老人デイサービスセンターをそれぞれ運営開始し、老人福祉法に基づき行政側で利用者のサービス内容を決める措置制度の時代を経て、平成12年度にスタートした介護保険法に基づく制度の中で、利用者にサービスを自由に選択していただき、利用者と同等の立場での契約を行い、サービスを提供している今日まで、町の直営事業により老人福祉施設の運営を行い、高齢者福祉サービスの維持、向上に努めてまいりました。

この間、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理にこれまでの管理委託制度にかわる指定管理者制度が導入され、他の地方公共団体においては老人福祉施設の管理方法が検討され、指定管理者制度

を採用する事例があるところとなっております。

そのような中で、平成22年11月8日に開催した、平成23年度町政執行にかかる各種団体との意見交換の場において、厚岸町社会福祉協議会から在宅福祉サービスの充実に向けて、厚岸町在宅老人デイサービスセンターの運営を行うことで、厚岸町の福祉の町づくりに貢献したいという意見をいただいていたところであります。

町では、平成23年5月に関係課長等で組織する厚岸町老人福祉施設管理運営検討委員会を設置し、老人福祉施設の管理運営状況の検証を行い、今後の老人福祉施設の管理運営に関する基本方針について、今年10月10日開催の厚岸町議会議員協議会において、老人福祉施設への指定管理者制度の導入についてという内容で報告をさせていただいたところであります。

指定管理者制度につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定がなされているところであり、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的とされているところであります。

このたびの条例制定は、町立特別養護老人ホーム心和園及び厚岸町在宅老人デイサービスセンターの管理に指定管理者制度を活用するための関係条例の規定の整備を行い、民間の能力やノウハウを生かして管理することで、利用者への利便性の向上及び経費の軽減を図ろうとするものであります。

よって、この議案は、町立特別養護老人ホーム条例厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例、厚岸町介護サービス事業条例についての所要の改正と、厚岸町生涯福祉サービス事業条例の廃止に係るものであります。

また、この条例は3条で構成されておりますが、ただいま申し上げましたとおり、このたびの改正が三つの条例に及ぶものであることから、条例の題名を町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例として、第1条を町立特別養護老人ホーム条例の一部改正について、第2条を厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正について、第3条を厚岸町介護サービス事業条例の一部改正について規定し、さらに附則第2項で厚岸町生涯福祉サービス事業条例の廃止を規定しておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

お手元に配付の町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

第1条の改正は、町立特別養護老人ホーム条例の一部改正であります。この条例は、町立特別養護老人ホーム心和園の設置及び管理に関する条例であります。

第1条は、設置目的及び施設の入所の対象者を定める規定であります。第1条本文中、「次の各号」にを「次に」と改めるのは、文言の整理であります。

第5号の次に、新たに第6号として施設の利用の対象者を追加しておりますのは、平成22年に増床した18床の個室部分が平成26年3月31日をもって介護保険法に定める経過措置期間が終了し、同年4月1日からは従来型の特養からユニット型の特養へと別々の施設とされ、厚岸町介護保険条例で規定する入所定員が29人以下の地域密着型サービスへサービス事業名の変更となることによる追加であり、実際にはこれまでなかったサービスを新たに始める事業ではありません。

同条第7号及び第8号は号の繰り下げであります。第3条は、定員に関する規定であります。第1条で、1号を加えたことによる号の整理であります。

第4条から第8条につきましては、地方自治法第244条の2第4項の規定により、指定管理者制度を適用する場合に、条例で規定すべきとされているものであり、新たに加えたものであります。

まず、第4条の改正は町職員を置かないことにより、見出しの職員を事業に改め、第1号から第4号の規定は、これまで厚岸町介護サービス事業条例と厚岸町生涯福祉サービス事業条例に規定して事業実施していたものを指定管理者が行う業務を特定するために、町立特別養護老人ホーム条例の中に規定するものであります。

第1号から第3号は介護保険サービスで、第1号は短期入所、ショートステイ事業をいいます。第2号は、平成22年に増床した個室部分の地域密着型の入所事業であります。第3号は、従来型の入所事業であります。第4号は、保健福祉制度における障がい者短期入所事業となっております。

次に、現行の第4条と第5条の間に五つの条を加えるものであります。まず第5条につきましては、指定管理者制度の大原則であります指定を受けた法人、その他の団体に管理を行わせるという規定であります。

第6条は、指定管理者が行う業務の範囲を概括的に規定しているもので、第1号で第4条で規定した事業を実施すること、第2号で事業を利用する一つの契約を行うこと、第3号で利用者負担及び実費に相当する費用を徴収すること、第4号で施設及び設備の維持管理を行うこと、第5号でその他、町長が定める業務としたものであります。

第7条は、事業を利用する場合には契約書により契約を締結することの規定で、第4条で規定した事業を利用しようとする人は、指定管理者に利用の申し込みを行い、指定管理者と契約を行うこととする規定であります。

第8条は、事業の利用者負担及び実費に相当する費用についての規定であります。これまで、厚岸町介護サービス事業条例と厚岸町生涯福祉サービス事業条例に規定していた内容を規定するものであり、第8条第1項は、第4条で規定した事業の利用者負担の額を徴収することについての規定であります。

同項第1号は、短期入所で介護保険法に基づく利用者負担の額を規定した内容であります。同項第2号は、平成22年に増床した個室部分の入所事業で介護保険法に基づく利用者負担の額を規定した内容であります。同項第3号は、入所事業で介護保険法に基づく利用者負担の額を規定した内容であります。同項第4号は、障がい福祉制度における障がい者短期入所事業で、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく利用者負担の額を規定した内容であります。

地方自治法上、利用料金は公益上、必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしてされておりませんが、第1号から第4号までに規定するサービスの利用に当たっては、利用者が負担する利用者負担の額はいずれも法に基づく額とされるものであり、指定管理者が定めることはできないものとされており。

同条第2項は、利用者負担のほかに実費に相当する費用を徴収することができるという規定であります。同条第3項は、実費に相当する費用の額は、指定管理者が町長の承

認を得て定めるものとしております。

同条第4項は、利用者負担及び実費に相当する費は、指定管理者に収受させることにより、指定管理者となる事業者の経営努力を誘導し、会計事務の効率化を図ろうとするものであります。

第9条は、町長による管理の規定であります。指定管理者が何らかの理由で協定期間の途中で管理を維持できなくなったとき、または指定管理者としての的確性を欠き、指定を取り消すに至った場合など、新たな指定管理者が指定されるまでの間、町がみずから管理する必要がありますので、当該施設の管理を町長、または指定管理者のいずれが行う場合においても適用できる規定を盛り込んでおくことが必要と考えておりますので、このような読みかえ規定を設けたものであります。

第5条を第10条とする改正は、条の繰り下げであります。

次に、第2条の厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正でございます。この条例は、厚岸町在宅老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例であります。

第1条は、設置目的及び施設の利用の対象者を定める規定であり、同条第4号を削るものであります。平成15年にスタートした支援費制度による身体障がい者デイサービスが平成18年に障がい者自立支援制度に変更となり、同年10月からは市町村事業となった際に、厚岸町地域生活支援事業条例に基づき実施することとなり、その際に削る改正をすべきものでありました。改正手続きがおくれましたことをおわび申し上げます。

なお、身体障がい者デイサービスは、厚岸町地域生活支援事業条例に基づき、今後も厚岸町在宅老人デイサービスセンターにおいて委託事業として実施してまいります。

第3条は、事業の内容を定める規定であります。本文中の文言を整理し、同条第1号及び第2号は、事業の内容を介護保険法に基づく事業であることの明確化を図るものであります。

第4条の改正は、町職員を置かないことにより見出しの職員を指定管理者による管理に改め、指定管理者制度の大原則であります指定を受けた法人、その他の団体に管理を行わせるという規定であります。

次に、現行の第4条と第5条の間に二つの条を加えるものであります。まず第5条につきましては、指定管理者が行う業務の範囲を概括的に規定しているもので、第1号で第3条で規定した事業を実施すること、第2号で事業を利用する一つの契約を行うこと、第3号で利用者負担及び実施に相当する費用を徴収すること、第4号で施設及び設備の維持管理を行うこと、第5号でその他、町長が定める業務としたものであります。

第6条の追加は、事業を利用する場合には契約書により契約を締結することの規定で、第4条で規定した事業を利用しようとする人は、指定管理者に利用の申し込みを行い、指定管理者と契約を行うこととする規定であります。

第5条を第7条とする改正は、利用者の対象に関する規定で、指定管理者がその者を退所させることができることに改め、他は文言の整理であります。

第8条の追加は、事業の利用者負担及び実費に相当する必要についての規定であります。これまで、厚岸町介護サービス事業条例に規定していた内容を規定するものであり、同条は第3条で規定した事業の利用者負担の額を徴収することについての規定であり、

訪問入浴と通所介護にかかる介護保険法に基づく利用者負担の額を規定した内容であります。

地方自治法上、利用料金は公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしてされておりませんが、第3条に規定するサービスの利用に当たって、利用者が負担する利用者負担の額はいずれも法に基づく額とされるものであり、指定管理者が定めることができないものとしてされています。

同条第2項は、利用者負担のほかに、実費に相当する費用を徴収することができるとする規定であります。同条第3項は実費に相当する費用の額は指定管理者が町長の承認を得て定めるものとしております。同条第4項は、利用者負担及び実費に相当する費用は、指定管理者に収受させることにより、指定管理者となる事業者の経営努力を誘導し、会計事務の効率化を図ろうとするものであります。

第9条は、町長による管理の規定であります。指定管理者が何らかの理由で協定期間の途中で管理を継続できなくなったとき、または指定管理者としての的確性を欠き、指定を取り消すに至った場合など、新たな指定管理者が指定されるまでの間、町がみずから管理する必要がありますので、当該施設の管理を町長、または指定管理者のいずれが行う場合においても適用できる規定を盛り込んでおくことが必要と考えておりますので、このような読みかえ規定を設けたものであります。

第6条を第10条とする改正は条の繰り下げであります。

次に、第3条の厚岸町介護サービス事業条例の一部改正でございます。この条例は、厚岸町が実施する介護サービスにかかる規定であります。指定管理者制度を適用するため、第1条の町立特別養護老人ホーム条例の一部改正、第2条の厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正で、それぞれの設置条例に必要な事項を追加したことにより、その部分をこの条例の規定から削ることが主な内容であります。

第1条は、目的の規定であります。特別養護老人ホーム老人デイサービスセンター、介護福祉施設サービスの文言を削り、整理するものであります。

第2条は、厚岸町が行う介護サービス事業の規定であります。同条第1号の訪問入浴、同条第2号の通所介護、同条第3号の短期入所、同条第5号の介護福祉施設サービスを削り、号の繰り上げを行うものであります。

第3条は、事業所の名称等であります。前条で削った事業にかかる規定を削り整理するものであります。

第4条は、事業の対象者であります。第2条で削った事業にかかる規定を削り、整理するものであります。第4条第1号は、介護予防支援、同条第2号は訪問リハビリテーション、同条第3号は介護保険施設サービス、同条第4号は短期入所療養介護となります。

第6条は、第2条で削った事業にかかる規定を削り整理するものであります。第6条第1項第1号は、介護予防支援、同項第2号は訪問リハビリテーション、同項第3号は介護保険施設サービス、同項第4号は短期入所療養介護となります。

議案書の53ページにお戻り願います。附則でございます、第1項は施行期日でございます。この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、厚岸町障がい福祉サービス事業条例の廃止でございます。この条例は、厚

岸町が実施する障がい福祉サービスにかかる規定であります。この条例に規定する障がい者短期入所事業にかかる規定について、第1条の改正で町立特別養護老人ホーム条例に障がい者短期入所を追加したことにより、廃止することとなるものであり、事業を廃止するものではありません。

なお、この条例が可決された後、関係例規の整備にあわせ、特別会計の整理が必要となり、次の議会に必要な手続きを行う予定であります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） 本議案第105号 町立特別養護老人ホーム条例等の一部を改正する条例の制定についての審査は、議長を除く12人の委員をもって構成する老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会に付託し、平成25年度各会計補正予算審査特別委員会終了後、審査したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、議長を除く……

（「議長」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 10番、資料要求と言わなかったですか。
いいですか、進めていって。
補正予算審査特別委員会終了後に審査したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 10番。
まだ終わっていませんよ。
異議なしと認めます。
よって、本案は、議長を除く12人の委員をもって構成する老人福祉施設等運営に関する調査特別委員会に付託し、平成25年度各会計補正予算審査特別委員会終了後、審査することに決定いたしました。
10番、谷口議員。

- 谷口議員 資料をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。
105号に関して。この間、堀議員も要求したのかなというふうに思うのですがけれども、私たちの議員協議会には今までの若干の導入するに当たっての資料をいただいて、これは9月10日にいただきました。それから、私たちの19日だったか、ちょっと忘れたので

すけれども、厚生文教常任委員会では、町のほうではこういう動きをしましたよという協議をしてきましたという資料をいただいているのですけれども、23年の先ほどの冒頭の説明で社協のほうからそういうお話しがあったということがあって、それに基づいて町のほうで話を進めてきて、そして今回、こういう議案提案に至っているということで、これは町のほうの協議だけでは物事は進まないというふうに思うのです。

それで、双方で協議をしてきていると思うのですけれども、その間のどういう内容まではいいのですけれども、どういう時期にどういう人たちがそれぞれ協議をして、そしてどういうことを確認して今日に至ってきたのか、それについての資料をお願いしたいと思うのですが、お願いできないでしょうか。

●議長（音喜多議員） わかりましたか、日程のことですけれども。
福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 1点目の10月10日の資料も再度出すということによろしいですね。

10日の分も改めて、ちょっと説明がしやすいかなと思いますので。それと、厚文で時系列になったその一覧表と、それにあわせて双方で協議といいますか、主に事務的な協議でありますけれども、具体的には職員の受け入れに当たっていたとか、そういうようなことが中心になりますので、そのようなことをまとめてひとつ整理をさせていただいて、資料として準備させていただきます。

●議長（音喜多議員） 8番。

●竹田議員 資料の請求をあわせてしたいと思います。

他町村の実例と、もし他町村がこの指定管理の部分やっておられるのであれば、それらのメリット、デメリットを町側は精査しているものと思いますので、その成果についてのデメリット、メリットについて、どう捉えているのかということをお示ししていただきたい。

それから、今、課長が提案理由の説明をしていただいたのですけれども、逐条ごとに一つ一つかみ砕いてご説明していただきましたが、書きとめられることができないということから、我々もそれをなかなか理解することが難しいと、課長でさえも読まないという提案理由ができないということですから、それを読んで我々に理解せいということは非常に困難でございます。

それで、今、提案理由の説明していただいた用紙を各議員に配っていただきたい、このように思います。よろしくお願いします。

●議長（音喜多議員） 課長、今の2点ほど。

●保健福祉課長（松見課長） 提案理由書、私の手元の部分の内容について、今の内容のとおりちょっと資料として提出をいたします。

なお、他の町村の実例でありますけれども、これまで、きのう他の議員からも質問された中での聞きした範囲というふうになりますけれども、これがちょっと改めてやると時間もないのかなと思いますが、一応、社会福祉協議会、これまで協議してきた相手方等の中からも、このような他町村の実例も見ていただきながらやっておりますので、ちょっとそういう協力を得ながらどこまでできるか、ちょっと不明な部分がありますけれども、できるだけ要望にお応えできるような形にまとめてみる作業を行いたいと思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

次に、6番、堀議員。

●堀議員 私のほうはさきの委員会のほうでも資料請求したのですが、若干、ちょっともう1点だけつけ加えさせていただきたいと思います。

指定管理者制度の指定管理者の選定方法、これについては私たち議員のほうと理事者側とで、なかなかちょっと解釈というか、違うところがあるのかなというふうに私は思いますので、指定管理者制度にかかる関係法例について、いま一度お配りしていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

●議長（音喜多議員） 福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 関係法令につきましては、地方自治法並びに町の指定に関する手続き条例というふうになりますので、この2点、ご用意をさせていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

では、次に進みます。

●議長（音喜多議員） 日程第8、議案第106号 厚岸町職員の再任用に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第106号 厚岸町職員の再任用に関する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。なお、多少、説明が長くなりますことをあらかじめお許し願います。

厚岸町では、昭和60年度に定年制の試行と同時に導入された再任用制度については、この

条例の附則で改正する職員の定年等に関する条例第5条で規定しておりますが、実際の運用例はなく、また平成13年度から退職共済年金の定額支給部分の支給開始年齢が60歳から65歳へと段階的に引き上げられることに合わせた国家公務員法及び地方公務員法の改正により導入された再任用制度についても、新卒者等の雇用への影響などを考慮し、これまで導入を見送ってまいりました。

しかし、平成25年度をもって60歳、定年退職となる職員から退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、60歳で定年退職した職員について、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り、組織活力を維持しつつ、職員の能力を十分活用していくため、人事院の定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申し出の趣旨、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に掲げられている高年齢者雇用にかかる基本的理念や事業主の責務規定の内容等を踏まえ、平成25年度以降に定年退職する職員が退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については、再任用するものとするの方針が本年3月26日に閣議決定されたことにあわせ、同月29日、地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に規定する技術的助言に基づき、総務副大臣から地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、各地方公共団体において、この閣議決定の趣旨を踏まえ、現行の再任用制度に関していまだ条例を制定しない団体においては速やかに制定を図られたいことなど、8項目の有事項として能力、実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講じるよう要請するとの通知がありました。

このことを受けて、町としてもこのような状況を踏まえ、特に定年退職する職員に無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続を図り、定年退職後においても働く意欲と能力を有する職員を再任用することができる新たな仕組み制度を構築するため、厚岸町職員の再任用に関する条例を制定するとともに、本条例の附則において再任用制度の運用に必要な関係条例を整備しようとするものであります。

また、改正により整備する条例は職員の定年等に関する条例を初め、五つの条例となっております。

次に、厚岸町が導入しようとしている再任用制度の概要を説明いたします。

なお、この概要については、地方公務員法における再任用に関する規定、この後に説明する再任用に関する条例の本則と附則が開設する各条例の規定、さらには参考資料で配付している再任用に関する規則の本則と附則で改正する各規則の規定の内容を要約したものとなっております。

それでは、別に配付しております、議案第106号説明資料厚岸町職員再任用制度の概要の1ページをごらんいただきたいと思います。

再任用制度導入の経緯につきましては、記載のとおりですので説明を省略いたしますが、5ページに資料1として共済年金受給開始年齢の引き上げスケジュールを載せておりますので、ごらん願います。なお、この表は左側に年金の受給年度、中央が年金受給開始年齢、右側に該当する生年月日を記載し、網掛け斜線の部分が年金無支給期間をあらわしております。ごらんのとおり、報酬比例部分の支給開始年齢は、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれまでの方が61歳、その後、段階的に引き上げられ、最終的に昭和36年4月2日以降生まれの方から65歳となります。

1 ページにお戻り願います。対象者については、1 に定年退職者、2 に職員の定年等に関する条例第4条の規定に基づく勤務延長により勤務した後に退職した者、3 に25年度以上勤務した定年前早期退職者であって、退職日から5年を経過していない者と定年前早期退職者の中で再任用された者とし、定年年齢が65歳の医師並びに定数外職員の嘱託職員、非常勤職員及び臨時職員は対象外としております。

任用任期のうち、1 の任用の方法は従前の勤務実績等に基づく選考により採用者を決定し、退職日前、2年以内にアからオまでに該当する者は選考から除外することにしておりますが、今回の再任用制度が定年退職者に無収入期間を発生させないことを趣旨としていることからしますと、ただし書きの選考除外者に該当しない全ての再任用希望職員を採用することになると考えております。

2 の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間を基本とし、3 の任期の更新は更新直前の任期における勤務実績、つまり勤務態度や職務に臨む姿勢、さらには健康状態が良好な場合、あらかじめ本人の同意を得た上、1年以内で更新することができるとしております。

4 の任期の期限は、再任用職員が65歳に達する日以後の最初の3月31日、つまり65歳に達する年度の年度末までを上限としております。

2 ページをごらんください、勤務形態、勤務時間等のうち、1 の勤務形態は原則として短時間勤務とし、職務にかかわる専門的な資格や免許などを要する医療技術職などの職で、その補充が困難であり、フルタイム勤務で採用しなければ業務に支障を来す場合については、フルタイム勤務で任用することができるとしております。

2 の勤務時間は、フルタイム勤務職員については、定年前の職員と同様に週38時間45分とし、短時間勤務職員については職務の内容に応じ、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めることとしております。

なお、勤務時間の例としては1日7時間45分勤務で、週4日勤務の場合は週31時間勤務となり、同じく1日7時間45分勤務で週2日勤務の場合は週15時間30分勤務、1日6時間勤務で週5日勤務の場合は週3時間勤務となります。

3 の休暇は、年次有給休暇についてはフルタイム勤務職員が定年前の職員と同様に1年度20日を付与し、短時間勤務職員が勤務日数、または勤務時間数に応じて20日を超えない範囲内で付与することになります。

また、特別休暇と病気休暇はフルタイム、短時間勤務職員にかかわらず定年前の職員に準じることになります。職務内容は、定年前の職員と同様の職務を行うことになります。ついでにもらう職務としては、一般事務、窓口事務、町税等徴収事務などの事務職、施設管理や作業を含めた労務職や医療技術職などを考えております。任用職員は、主事級としております。

定数管理については、フルタイム勤務職員は職員定数に含み、短時間勤務職員は職員定数に含まないものとしております。

次のページにまたがる給与関係は、1 の給料について、短時間勤務職員の給料月額フルタイム勤務職員の給料月額を基礎として、1週間当たりの勤務時間数38時間45分に対するそのものの1週間当たりの勤務時間数の割合を乗じて得た額とします。

例として、週31時間勤務で17万720円、週15時間30分勤務で8万5,360円となります。また、フルタイム勤務職員の給料月額は全ての再任用職員について21万3,400円と定めます。なお、この給料月額は厚岸町が準用する国家公務員の行政職俸給表の1の職務の級の2級に相当す

るものであります。

また、フルタイム短時間勤務職員のいずれも昇格、昇給はしないこととしております。

2の諸手当については、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当は支給となりますが、扶養手当、住居手当、寒冷地手当は支給しないこととなります。

また、当然に退職手当も支給されません。なお、期末手当と勤勉手当の支給割合については、6月期が期末手当0.65月分に勤勉手当0.325月分で、合わせて0.975月分、12月期が期末手当0.80月分に勤勉手当0.325月分で、合わせて1.125月分となり、年間では合計で2.1月分となります。

恐れ入りますが、ここで6ページをお開き願います。

資料2として、再任用職員の年収の例を記載しておりますが、週31時間勤務の短時間勤務職員の年収が約240万7,000円、フルタイム勤務職員の年収が約300万9,000円になると試算しております。

前のページにお戻り願います。服務関係は、地方公務員法で定められている服務に関する規定、厚岸町職員服務規程などの服務に関する規定、ともに定年前の職員と同様に適用されることとなります。

4ページをごらんください。福利厚生関係について、1の短時間勤務職員は共済制度においては組合員になりませんが、誕生月から年金の比例、報酬比例部分が支給されます。雇用保険は勤務時間が1週間当たり20時間以上のものは加入することとなります。

医療保険は勤務時間が週29時間以上の場合では、全国健康保険協会に加入し、健康保険の被保険者となりますが、それ以下の勤務時間の場合では国民健康保険の被保険者、共済組合の任意継続組合員のいずれかを選択することとなります。

年金保険は、勤務時間が週29時間以上の場合では健康保険が適用になる場合、厚生年金保険も適用になり、厚生年金保険の被保険者となりますが、年金の一部が支給停止される場合もございます。

また、それ以下の勤務時間の場合では、年金保険の被保険者資格はありませんが、年金の支給停止もありません。なお、この際の年金受給額については、当然、報酬比例部分に限りませんが、勤続年数42年で平均約139万8,000円、勤続年数38年で平均約128万5,000円と試算しております。

2のフルタイム勤務職員は、共済制度においては引き続き、共済組合員となりますが、年金の全額が支給停止をされます。しかし、ただし書きのとおり、支給停止の一部が排除される場合もございます。

また、雇用保険に加入となり、医療保険は地方公務員法に基づく短期給付を受けることとなります。年金保険は、掛け金を支払った期間が共済年金額を算定する際の組合員期間に加えられます。なお、健康管理についてはいずれも定年前の職員に準じて健康診断を実施することとなります。

以上が、厚岸町職員再任用制度の概要であります。

次に、条例案について説明をいたします。議案書54ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条は趣旨を規定し、上位法である地方公務員法の関係規定に基づき、職員の再任用に

関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、定年退職者に準ずる者を定めており、先ほど概要で申し上げたとおり、第1号では25年以上勤務した定年前早期退職者であって、退職日から5年を経過していない者、第2号では定年前早期退職者の中で再任用された者としております。

第3条は、任期の更新について定めており、第1項では再任用の任期の更新は更新直前の任期における勤務実績が良好な場合に行うことができることを規定し、第2項では再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員本人の同意を得なければならないことを規定しております。

55ページをごらんください。第4条は、任期の末日を定めており、再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、そのものが65歳に達する日以後における3月31日以前でなければならないとしております。これを要約しますと、65歳の年度まで再任用できることを規定したものであります。

第5条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。なお、別に定める規則案についても参考資料として配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、規則の内容につきましては、前段で説明した制度の概要に要約して記載しております。

附則であります。附則第1項は、施行期日で、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

附則第2項から、附則第6項までは、関係する条例の一部改正であります。なお、これら関係条例の一部改正は既に配付しております新旧対照表により説明いたします。

それでは、議案第106号説明資料の新旧対照表をごらんいただきたく思います。

初めに、附則第2項職員の定年等に関する条例の一部改正であります。

第1条は、厚岸町職員の再任用に関する条例の制定に当たり、この条に規定していた職員の再任用に関する法律根拠条項を削るための字句の改正で、この条例の法律根拠規定を整理するものであります。

第5条は、これも厚岸町職員の再任用に関する条例の制定に当たり、この条例の定年退職者の再任用に関する規定を削るための条の廃止であります。

第6条は、第5条の廃止による条番号の繰り上げであります。

2ページをごらんください。附則第2項は、附則第3項を廃止することにより、この項に規定していた法律の略称規定を削るための改正であります。

附則第3項は、本則第5条を廃止することにより、この項で規定していた本則第5条の規定に関する読みかえ規定を削るための法の廃止であります。

次に、附則第3項厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

3ページをごらんください。1週間の勤務時間を定めている第2条の改正は、再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を新たに第3項として加えるとともに、現行の第3項を字句の改正を行った上、第4項に繰り下げるものであります。

なお、新たな第3項で規定する再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間については、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めることとしております。

勤務形態の例としては、1日の勤務時間が7時間45分ですから、15時間30分で倍であれば

1 週間 2 日の勤務、31 時間の場合であれば 1 週間に 4 日の勤務となります。

週休日及び勤務時間の割り振りを定めている第 3 条第 1 項の改正は、再任用短時間勤務職員の週休日の割り振りに関する規定を加えるもので、通常の週休日である日曜日と土曜日に加え、1 週間の勤務時間に応じて月曜日から金曜日までの 5 日間の中で週休日を設けることができることとしております。

年次有給休暇を定めている第 13 条の改正は、再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数を定めるための字句の追加であります。

次に、附則第 4 項職員の給与に関する条例の一部改正であります。なお、平成 26 年度からの再任用制度の実施に当たり、再任用職員と再任用短時間勤務職員を新たに置くことになることから、この際、この条例の第 1 条の規定にあるとおり、この条例で定めるべき地方公務員法第 4 条の規定に基づく厚岸町が採用する特別職の職員を除く一般職の職員に属する嘱託職員、臨時職員及び非常勤職員の給与に関する事項をこれまでの規則からこの条例へ移行して規定し、全ての一般職の職員の給与に関する事項を一つの条例で定めるための改正を行っております。

これにより、それぞれの職員区分の明確化が図られるとともに、これまで規則で定めてきた嘱託職員等の給与の額、支給方法等の透明性の確保と適正化が図られるものと考えております。

4 ページをごらんください。

給料表を定めている第 3 条第 1 項各号の改正は、字句の整理であります。新たに追加する第 4 条の 3 は、再任用職員の給料を定めるもので、第 1 項では、いわゆるフルタイム勤務職員の給料月額、第 2 項では再任用短時間勤務職員の給料月額とその計算方法を規定しております。

なお、再任用職員の給料月額については、概要で説明したとおりですので、省略をさせていただきます。

5 ページをごらんください。時間外勤務手当を定めている第 11 条の改正は、第 1 項第 1 号の改正が字句の整理、第 2 項の改正が再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当を定めるための字句の追加と字句の整理、第 3 項の改正が字句の整理と第 2 項と同じく再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当を定めるための字句の追加で、第 5 項及び第 6 項の改正が字句の整理であります。

6 ページをごらんください。通勤手当を定めている第 15 条の改正は、一月当たりの勤務回数が少ない職員の通勤手当を減額することを定めている第 2 項第 2 号の規定に、再任用短時間勤務職員を加えるものであります。

7 ページをごらん願います。期末手当を定めている第 16 条の 3 の改正は、再任用職員の期末手当の支給割合に関する規定を新たに第 3 項として加えるとともに、現行の第 3 項の字句を整理した上、同項から第 5 項までをそれぞれ 1 項ずつ繰り下げるものであります。

勤勉手当を定めている第 16 条の 6 の改正は、8 ページまでにわたりますが、第 2 項が再任用職員の勤務手当の支給割合等を規定するための項の全部改正で、第 3 項及び第 4 項は字句改正であります。なお、再任用職員の期末手当と勤勉手当の支給割合は概要で説明をしておりますので、省略いたします。

新たに追加する第 19 条は再任用職員の各手当の適用除外に関する規定で、概要で説明した

とおり、第7条及び第8条に規定している扶養手当、第16条の7に規定している住居手当、第16条の8に規定している単身赴任手当、第17条の規定している寒冷地手当、さらに第18条に規定している退職手当並びに第20条から第32条までの嘱託職員、臨時職員及び非常勤職員の給与に関する規定を適用しないこととし、第20条から第32条までの規定を除く規定で定める手当を支給しないこととしております。

9ページまでにわたりますが、第20条から第24条までは、先ほど申し上げました嘱託職員の給与に関する規定を新たに加えるものであります。

第20条では嘱託職員に支給する給与、第21条では嘱託職員の給料について規定し、嘱託職員給料表を別表第4として新たに追加しております。また、この別表第4の給料表については、議案書62ページから64ページにかけて記載をしております。なお、この給料表で定める給料月額、これまで規則で定めていたものをそのまま条例に移行したものであり、額の改定などは行っておりません。

第22条では、嘱託職員の諸手当について、第1項では嘱託職員の期末手当、第2項では勤勉手当の支給割合を規定し、第3項では嘱託職員の諸手当については、この条例の定めにより支給することを規定しております。

また、第23条では、嘱託職員が休職にされたときの給与、第24条では嘱託職員の給与に関し、第2条第1項の正職員の給与の種類に関する規定、第3条の正職員の給料表に関する規定、第4条第1項の正職員の職務の給与に関する規定、第16条の2の管理職手当に関する規定、第19条の再任用職員の適用除外に関する規定、さらには第25条から第32条までの臨時職員及び非常勤職員の給与に関する規定を適用除外することについて規定をしております。

12ページまでにわたりますが、第25条から第28条までは臨時職員の給与に関する規定を新たに加えるものであります。25条では、臨時職員に支給する給与について、賃金並びに時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当及び加給金を支給することを規定しております。

第26条では、臨時職員の賃金について規定し、第1項ではその額について日額が2万円、時間給が2,501円を超えない範囲内で規則で定めるものとしております。

第2項では、賃金の支給根拠、第3項では賃金額の調整、第4項では賃金の計算期間、第5項では賃金の支給日、第6項では賃金支給の特例、第7項では賃金の減額、第8項ではその減額の計算方法、第9項では勤務1時間当たりの賃金額の算出方法について、それぞれ規定しております。

第27条では、臨時職員の諸手当について、第1項では時間外勤務手当、第2項では休日勤務手当、第3項では通勤手当、第4項では加給金、第5項では加給金の内払い、第6項では加給金及び加給金の打ち払いの支給日について、それぞれ規定をしております。

なお、第4項の加給金は1の年度において引き続き七月以上在職した臨時職員が退職する場合、左欄の在職期間に応じ、右欄の割合で支給することとしております。

また、第28条では、臨時職員の給与に関し、第2条第1項から第3項まで、第3条、第4条から第10条まで、第13条、第14条及び第15条の2から第24条までにそれぞれ規定する正職員、再任用職員及び嘱託職員の給与に関する規定並びに第29条から第32条までの非常勤職員の給与に関する規定を適用除外することについて規定しております。

12ページから14ページまでにわたりますが、第29条から第32条までは、非常勤職員の給与に関する規定を新たに加えるものであります。

第29条では、非常勤職員に支給する給与について、賃金並びに時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当及び期末手当を支給することを規定しております。

第30条では、非常勤職員の賃金について規定し、第1項ではその額について月額で20万円を超えない範囲内で規則で定めるものとしております。

第2項では賃金の支給根拠、第3項では賃金額の調整、第4項では賃金の計算期間、第5項では賃金の支給日、第6項では賃金支給の特例、第7項では賃金の減額、第8項ではその減額の計算方法、第9項では勤務1時間当たりの賃金額の算出方法についてそれぞれ規定しております。

第31条では、非常勤職員の諸手当について、第1項では時間外勤務手当、第2項では休日勤務手当、第3項では通勤手当、第4項では期末手当、第5項では期末手当の支給日についてそれぞれ規定しております。

また、第32条では非常勤職員の給与に関し、第2条第1項から第3項まで、第3条第4条から第10条まで、第13条、第14条及び第15条の2から、第28条までにそれぞれ規定する正職員、再任用職員、嘱託職員及び臨時職員の給与に関する規定を適用除外することについて規定しております。

また、この条例では、臨時職員と非常勤職員の賃金額について、上限額を定める規定にとどめておりますが、その理由につきましては、正職員と嘱託職員の給料月額にあつては、毎年の人事院勧告に基づいて定めているのに対し、非常勤職員や臨時職員の賃金額にあつては、北海道の最低賃金額の改定に合わせて定めていること、さらには正職員や嘱託職員の中途退職などにより、緊急に必要な職種を設けて、これを採用することなどもあるため、採用を含めた運用面に柔軟性を持たせておく必要があることから、職種ごとの賃金額を条例に規定することなく、規則への規定のままこれまでどおりの運用を図っていかうとするものでありますので、ご理解願います。

現行の第20条は、新たに第19条から第32条までを加えることによる条番号の繰り下げであります。

15ページまでにわたりますが、附則第10項の改正は、第1項各号列記以外の部分の改正が職務の級が6級で、55歳以上の職員の給与の減額措置に関する規定から、再任用職員を除外するための字句の追加で、同項第2号及び第3号の改正が本則で第16条の3第3項を加えたことなどによる字句の改正であります。

別表1から別表3の改正は、それぞれ別表第1、別表第2、別表第3とする別表中の字句の改正であります。また、別表第4は第21条にかかわる嘱託職員給料表を追加するものであります。

なお、第20条から第32条までに新たに規定する嘱託職員、臨時職員及び非常勤職員の給与については、これまで規則で定めていた給料等の額を改定したり、支給方法等を変更したりしたものではなく、前段で申し上げた理由により、単に条例に移行して定めたものでありますことを申し添えます。

16ページをごらんください。次に、附則第5項職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正であります。

第9条の改正は、育児短時間勤務職員が月額による特殊勤務手当の支給を受ける場合の規定を新たに第10条で規定することから、この条のただし書きを削ることによるものであります。

す。

新たな第10条は、育児短時間勤務職員と再任用短時間勤務職員が、月額による特殊勤務手当の支給を受ける場合の規定を追加するもので、第1項で育児短時間勤務を規定し、第2項で再任用短時間勤務職員を規定しております。

現行の第10条は、新たな第10条を追加したことによる条番号の繰り下げであります。

17ページをごらんください。次に、附則第6項、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

第2条は、条例の対象職員に再任用短時間勤務職員を加えるための字句の追加であります。

第3条の2は、略称規定の整理による字句の改正であります。

恐れ入りますが、21ページをお開き願います。

第18条は、臨時職員等の給与について、職員の給与に関する条例を準用する旨の規定に改めるための条の全部改正であります。

次に、23ページをお開き願います。別表の改正であります。既に不要となっている別表2を削り、別表1を別表に改めるものであります。

恐れ入りますが、もう一度17ページにお戻り願います。

これ以降の改正につきましては、本則の最後に委任規定を加えることと、条番号の違いはありますが、附則第5項の職員の給与に関する条例の一部改正と改正内容が全く同様でありますので、説明を省略させていただきます。

以上、大変長い説明になりましたが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いたします。

●議長（音喜多議員） 質疑をやる前に、ちょっと皆さんにお諮りします。

皆さんのほうで大分ありますか、もう時間が時間ですので。このまま休憩に入っていますか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） それでは、質疑は午後からいたします。

昼食のため、休憩します。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

議案第106号の質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 大変、重たい条例で、私も元公務員として目の前にいる諸先輩方の白い目と、1階、2階の職員方の怒号が聞こえてきそうで怖いのですけれども、何点かお聞きした

いと思います。

まず、職員の再任用制度に当たって前段となる数値をきちんと確認をしたいと思いますので、お聞きをしますけれども、来春以降の退職者がだんだんふえていくといったときに、5年間で最大何人の再任用者が出ることになるのか、それを教えていただきたいと思います。

また、ここで月額報酬での数字が出されているのですけれども、これを手当等も含めた資料の中ではフルタイムの場合だと300万と8,940円とかというふうになっているのですけれども、手当も含めた中での時間単価が幾らになるのかを教えていただきたいと思います。

また、今現在、厚岸町には正職員だけではなくて、嘱託職員はいいんですけれども、臨時職員や非常勤職員といった中で定数外の職員というのがいるんですけれども、今現在、臨時職員というのは何人いるのか。これは当然、そのフルタイムとして勤務している方もいるでしょうし、また短時間での勤務をされている方もいろいろな場所場所にいると思いますので、それらについて何人なのか教えていただきたい、またこの人方の時給というものが幾らなのか、これを教えていただきたいと思います。あと、また参考に現在の北海道の最低賃金が幾らなのか確認したいと思います。

それと、ページ5の表なんですけれども、任用制度の概要です。ページ5の表なんですけれども、共済年金受給開始年齢の引き上げスケジュールというのが出ているのですけれども、まずこの表の中でわからなかったのは定額部分、左側に定額部分、1階部分の引き上げと報酬比例部分2階部分の引き上げというふうになっているところの横には、年度が平成12年から平成37年度までとなっているのですけれども、これはちょうど真ん中の部分というのが抜けているのですよね、一番その右側を見ると昭和24年4月2日から昭和28年4月1日生まれというふうになっているのですけれども、ここが何年から何年度までのこの報酬比例部分が全額支払われるところになるのかというのがちょっとほわからないので、この表についても一度教えていただきたいというふうに思います。

また、この表の一番上のほうには平成12年度までというふうな表で報酬比例部分、2階部分、定額部分1階部分というのがあるのですけれども、報酬比例部分の年額の満額を幾らなのか、また定額部分の年額の満額が幾らなのかというのを教えていただきたいと思います。

また、いろいろとあって本当に大変申しわけないのですけれども、提案理由の説明の中でも3月29日付の地方公務員公務員の雇用と年金の接続についてという通達について説明されていたのですけれども、この概要の中の2ページの上段の勤務任用の形態は原則で短時間勤務とするというふうになっていて、これは当然、規則のほうにもそのようになっているのですけれども、この通達のほうでは常時勤務を要する職に当該職員を再任用することというふうになっておりまして、フルタイムというふうにされているのです。

ただ、これが地方公務員法第59条や地方自治法の第245条の4には、単なる国からの技術的な助言ですから、そこに倣わなければならないという義務的なものはないのですけれども、ただ通達として来ているものを無視してフルタイムでなく、短時間労働を原則

とする、まるっきり逆のほうにしているのですね。通達の中にはフルタイムを常として、これによりがたいと認められる場合には個別の需用があると踏まえて、必要があると認められる場合には短時間勤務の職にということになっている。ただ、今回のこの条例の中では、それを国の通達からまるっきり反対のことをやっている、これについてはなぜなのかというものをまず教えていただきたいと思います。

あと、それと説明の中でちょっとわからなかったのが、附則でもいろいろ規則関係とかの条例関係の改正されているのですけれども、加給金の説明があったのですけれども、臨時職員のですね、加給金の支給実績というものがあるのか、あれば教えていただきたいと、昨年1年間でよろしいですのであれば教えていただきたいというふうに思います。

まず1回目はその程度でとどめておきたいと思いますので、お願いします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 大体8点ほどのご質問かと思います。

今すぐ用意できないものもございますので、若干、ちょっと休憩させていただいて、今資料を揃えますので、申しわけありませんけれども少々お待ちいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後1時08分休憩

午後2時09分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

総務課長。

●総務課長（會田総務課長） お答えいたします。

まず一つ目の25年度も含めての5年間の定年退職者数で申し上げます。29年度までの退職者としては43人。年度ごと、25年度10人、26年度7人、27年度5人、28年度8人、29年度が13人、合計で43人です。これが、定年退職者ということで対象者になります。ただし、再任用につきましてはあくまでも希望者ということですので、ここで今、何人というようなことは申し上げることはできません。

手当も含めた時間単価ですが、フルタイム職員で時給1,366円になります。

次に、平成25年4月1日現在の臨時職員数、それと非常勤職員数ですが、全体で申し上げます。非常勤職員が29人、臨時職員常勤で78人、嘱託はよろしいですね、合計で107人。

次に、表の解釈ですが、このスケジュール、もう少しわかりやすいものを改めて配付をさせていただきます。3項、60歳定年退職者の再任用が可能な期間と退職、共済年金の関係ということで新たなものを配らせていただきましたが、この表の見方としましては丸となっているのが満額年金受給の年と、半丸になっているのが誕生日後、満額年金受給の年、三角、

これが部分年金受給ということで、25年度を境にして上の部分が定額支給部分、25年度を境に下の部分が報酬比例部分ということになります。半三角が誕生日後、部分年金受給ということになりまして、ちょっと最初に配らせていただいた資料がわかりずらかったのですが、これからいきますと25年度対象者については61歳の誕生日から報酬比例部分が支給されるということになります。26年度も同じくそういうようなことになります。順に34年度、33年度対象者で65歳の誕生日からということで、34年度については65歳も同じ考えになります。そういうような感じで見ていただければと思います。

次に、通達の解釈でありますけれども、通達では総務副大臣の通達ですけれども、下記の部分に記載がされておりました、当該職員が年金受給開始年齢に達するまで、常時勤務を要する職、いわゆるフルタイム職に当該職員を再任用するものとするというのが通達でございます。

ただし書きとして、当該任命権者は職員の年齢別構成の適正化を図る観点から、再任用を希望する職員をフルタイム職に再任用することが困難であると認められる場合、または当該職員の個別の事情を踏まえて必要があると認められる場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、短時間勤務の職に当該職員を再任用することができるということで通達が来ております。

これは、フルタイム職を前提としております。それまでの再任用制度については、いずれでもその市町村の状況に応じて使い分けをすることになっておりますけれども、今回の国家公務員の通達ではそういうようなことがされておりますが、厚岸町としてはこのフルタイム職でも採用を全て希望者を行うことによって、これまで厚岸町で雇用してきた非常勤職員、臨時職員等々にも影響を及ぼすこともあり得るだろうと、また新規採用職員の雇用にも影響を及ぼす可能性もあるということで、あくまでも職を補完する形でフルタイムではなくて、短時間勤務職員として再任用を行いたいというものでございます。

次に、北海道の最低賃金ですが、今現在、ことしの10月18日に改定がされまして719円から734円になっております。

次に、臨時職員と非常勤職員への加給金の総額でありますけれども、臨時職員への加給金は2,108万5,610円、これが24年度決算ベースです。非常勤職員へのこれは期末手当という言い方になりますが、644万9,248円、これが一般会計から特別会計での金額。企業会計では236万5,575円、これが24年度のコストとなっております。

以上です。(発言する者あり) はい、わかりました。ちょっとお待ちください。

臨時職員の賃金であります、今現在、日額でよろしいでしょうか、日額ではいわゆる一般事務で使われている臨時主事に関しては、これが最低金額で6,030円、日額。時間給では754円これが今最低という一番低い金額となっております。

非常勤職員の賃金の、これは月額になります。月額でこれは時間的な部分も、非常勤職員ですからその求める勤務時間によって金額に差がありますが、最低では6万4,000円、最高で17万2,800円というふうになっております。あくまで月額支給ですので、これは時間給には直せません。先ほどの臨時職員についてはパートもありますので、時間給という定めもしているということでございます。

次に、退職共済年金の定額部分の満額で、これは若干の差異もありますけれども、平均ということでお答えをさせていただきます。いわゆる大卒で38年勤務になりますけれども73万

9,800円、年額です。高卒で81万7,673円と試算しております。報酬比例部分が大卒で128万5,000円、高卒が139万8,000円、大体年間、高卒で220万円程度、月額にしますと18万5,000円程度ということで試算をしているところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 何かお時間をとらせたみたいで申しわけありません。

それで、いろいろと問題が多々あるやに思うのです。5年間で43人の最大で再任用者が出るよといったときに、定数外、臨時職員であれば定数外だと思うのですけれども、その人方が皆さん全員が働いた場合は役場内で一般事務として働くといったときに、例えば臨時職員を78人とかというふうに聞いたのですけれども、それらの人方を要は追い出すというか、閉め出すというみたいな形に結果的になっちゃっよというようなことにもなり得ると思うのです。

なおかつ、この人方はそのまま時給換算でいくと1,366円ももらえる。閉め出されるほうの人方は754円しかもらっていないのに、その倍近い金額をもらう人方に追い出されてしまうような形になると、私以前、臨時職員とか嘱託職員を不定期雇用から定期雇用にするべきだとか、非常勤とかもやはりというような質問をさせていただいたときに、副町長だと思うのですけれども、財源的な問題があってなかなかそれができないのだというような説明がありました。

でも、自分方がこのような、いざなるといったときには、このような条例を上げてくる、どうなのかなというふうに私だと思ってしまうのですよね。

いろいろと問題があって、今回、フルタイムではなくて臨時を原則としました。先ほどいろいろと言われておりましたけれども、ただ臨時を原則とすることによってまた一つ問題が起きてしまうと思うのです。それは、31時間働いたときにももらえる金額というのが明示されているのですけれども、そのときに報酬比例部分、報酬比例部分はもらえますよね、1年間目は出ないにしても、2年目から報酬比例部分というのは出る職員というのは当然いるといった中では、臨時時間外職員としての短時間勤務としてもらって、なおかつ報酬比例部分をもらおうと、そしてちょっと聞き忘れたのですけれども、規則の13条の中では職員のサービスの専制に関する条例の適用がないというふうにしていますよね。

先ほども言われた総務副大臣の通達の中にもあるのですけれども、この中に多様な働き方を求める60歳を超える職員が勤務時間以外の時間を活用して希望する人生設計の実現に資するため、職員が培った多様な専門的知識の経験を生かした活動や新たな分野での活動を行うことを希望する場合、公務の遂行等に支障が生じない範囲で適切な配慮を行うと、これは要するに兼務と言わないな、兼職を要はできるようにしちゃうのではないのかと私だ思うのです。であれば、短縮しましたよと、1年目は確かに25年度から出ないであれなのかもしれないけれども、2年目からは報酬比例部分というのが出る中では、私の計算ではそうなってくると31時間勤務の方であれば350万ほど年間にももらえるようになるよと、なりますよね。なおかつ、兼職もできるのであれば一体この人は幾ら稼ぐことができるのだという話にもなるかなと思うのです。

なおかつ、フルタイムのほうがフルタイムで働いても308万ですから、であれば選ぶの

は当然フルタイムではなくて、31時間勤務を皆さん希望すると思うのです。フルタイムの38.85時間を求めるよりは、それよりも7時間も少ない労働の中で行う。なおかつ、これから3年ぐらいの人は50万くらいもフルタイムで働くより多くもらえるのだというのであれば、当然、そちらのほうが有利だというふうに働きますよね。

そのような余りにもお手盛り過ぎるような、このような条例の制定というのが果たして町民に理解が得られるものなのか、私だと言いたいのです。

そもそも、この再任用制度の趣旨というものがあると思うのですけれども、これは課長が会社のほうにも申し上げておりましたけれども、地方公務員の雇用と年金を確実に接続するためということで、年金の無支給期間が出るから、その分を何かしらで見なければならぬ、高齢者の雇用の延長か何かというようなかけ声、その中でどんどん民間では65歳までも雇いなさいよというふうに言われている。ただ公務員のほうは、それをまだ決めておりませんから、そういったときにこの再任用制度なんですけれども、という言葉でしかいいあられさせられないのですけれども、この年金の無支給期間を手当するのが再任用制度ですから、というものを考えたときには本来であれば報酬比例部分と定額部分の分の補填でいいのかなというふうに思うのです。報酬比例部分の定額部分であれば200万とかというような形になるのですけれども、約200万とか高卒で210万、220万くらいになるのかな、というふうにはなるのですけれども、実際にもらえるのは240万と、比例加算分もありますからもっとももらえるとというような形になる、これでは余りだと。

私だと、この定額部分というのはもう既にない話ですから、定額部分なんてそんなのはもう知らないよと、報酬比例部分だけを本来であれば手当すればいいのだというふうにも言いたくはなるのです。定額部分を平成12年度、13年度以降、だんだんと減らしていったように、また減らして1回なくなって、またこれから定額部分もなおかつ復活させてその金額を補填しましょうというのですから、余りにもこれはお手盛り過ぎではないのかなと、そのように思うのです、いかがでしょうか。

あと、先ほど聞きましたけれども、職務の服務専制に関する条例の適用がないのはなぜかということをお聞きしますのでお願いします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） まず、兼職の部分についてお答えいたします。

確かに専制に関する条例には、この規定は適用はありません。ただし、この再任用される職員については、厚岸町の職員の服務規定、さらには地方公務員法に定める服務に関する規定、全て適用されます。ということは、この兼職部分についても当然、再任用されている間については兼職はできないというようなことになります。

お手盛り過ぎだというお話しがありました。これは、厚岸町だけではなくて、今回、この再任用制度に関して3月の末に国のほうからの通達があった時点で釧路管内、担当者が集まってどのくらいの金額が適当なのかということで検討をさせていただきました。

また、全道、全国の平均、これらも重ねながら検討をさせていただいたところであります。厚岸町の正職員の給与については、あくまでも人事院勧告に基づいて決定をしております。

条例に倣った形で決定をしてきています。また、給料表についても国の国家公務員の俸給表に基づいた金額を定めております。

この再任用職員の給料についても、あわせて国家公務員の俸給表の中で1級から10級までそれぞれ規定がされております。この金額を見ますと、正職員の給料の約7割、この金額がそれぞれ1級から10級まで規定がされていると、厚岸町の場合は1級から6級しかありませんので、この1級から6級、それぞれ見た中では最終の退職時での給料の7割程度ということに定められています。

確かに全道的な中では1級から4級まで定めているところもありますし、2級から4級までそれぞれ給料表の中で定められているところもあります。この21万3,400円という金額でありますけれども、なぜこのフルタイムではなくて、短時間勤務を基本とするのかという部分では、さらにその部分の8割を基本としたところの金額が妥当ではないかと、また定額部分、報酬比例部分、これを合わせた金額がこれはあくまで平均で申し上げましたけれども200、2、30万程度ということで、この金額にあわせた中で1年間の無支給期間を補償すべきということで検討したところであります。

この無支給期間で、これまで平成13年度で既にこの再任用制度というのは制度が開始をされております。これは、定額支給部分の段階的な引き上げ、これに基づいて全道的にはもう既に150以上の市町村で条例が定められ、どの程度、運用されているかわかりませんが、基本的には条例を定めた以上、運用されているのだろうと、残りの今回の国の通知にあわせて行おうとしているのが約19程度です。その中に厚岸町も含まれております。

これまでは少なくとも報酬比例部分が支給をされております。ですから140万程度については高卒であれば補償がされていたということでありまして、これが今回、34年度までの間に65歳まで引き上げられると、61歳、62歳で年金が支給される方々は別として、これはまだその誕生月から支給されますので、まだその生活には及ばない部分はあるかもわかりませんが、最終的には65歳まで引き上げると。

この、今、国が進めているこの再任用制度について、厚岸町についてもそれに倣った形で、また厚岸町としてはやはり17万円程度を基本として今、制度を始めようとしているものでありますので、ご理解いただきたいと思っておりますし、決してこの全道的な部分、管内的な部分を見てもこの額が高いものではないというふうに思っているところであります。

また、これは退職共済年金ということだけで今、対象を絞って説明をさせていただいておりますけれども、年金制度というのは公的年金全てがこのような形で引き上げられることになっております。民間にも先ほどご質問者が申し上げられておりますけれども、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律というものが既に定められ、民間では高年齢者の雇用について努力をしてきております。

その基本的理念、事業主の責務規定というものも、この法律の中では定められていると。この民間にあわせて公務部門においてもやはり同じ制度を活用して、高年齢者の収入を守っていかなければならないのではないかとというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 ご理解はいたしません。

まず、職員の服務関係なんですけれども、確かに厚岸町職員の服務に関する規定の中で兼職はできないと、ただそれはあくまでも原則であって、これには当然、町長が特に認めた場合はできるという規定があるわけで、そういったときには今回のこの通達をもって町長に特に認める場合というのが出てくるといふふうに当然、考えられると私は思うのです。

それが大きな問題ではなくていいのですけれども、都合のいいところばかりを取っているというふうにしか思えないのです。国の通達があって、年金制度が変わるから、国の通達をもとにやろうよと、でも都合の悪いところは国の通達なんて無視してフルタイムをやめて短時間にしようよと。その報酬単価は国の出している俸給表に基づいて、金額的にも全道的な平均とか、全道的で大体このくらいとか言っていますけれども、厚岸町ではどうなのですか。厚岸町で時給1,366円もいただける、なおかつこれらの再任用の職員に関していうと1年だけで終わってしまって、来年から働けるかどうかもわからないじゃないですか、最低でも5年間は本人が任用を求めれば働けるのですよ、そうですよね副町長。

今、厚岸町の役場で働いている臨時職員、皆さん一度、3月31日なりで切られる、この人方というのは大体が一般事務の人方があれば5カ月、5カ月ぐらいで切られるのかな、といった中で加給金も支払われないようにして雇用されて、だから加給金がこれだけあるのが私だとびっくりしたのですが、ほかの職種いろいろあるので確かにそうなのかなとは思っていますけれども、一般事務だけに限ってしまえば、本当に5カ月ぐらいで切られてしまって、加給金も払われないような劣悪な労働環境、ちまたでは労働契約法が改正になって、不正規雇用でも5年間も働けば正規雇用になるよというふうになっていますけれども、地方公務員の地方自治体の臨時職員は当然、労働基準法関係が適用になりませんから、一番劣悪な状況にあると、そういう人方、それでも一生懸命にも生活のためにも働いている人方を閉め出すような形の中でのこの再任用制度をもって、高い金額をもらって生活を、仕事をしていく、中にはいますよ概要にもありますけれども、その補充が困難であって、資格や免許、技術等の有するものであってといった中で、なかなか募集しても来ないような人はやはり再任用を有効に活用した中ではしなければならぬ、私も以前は医療系技術職員の確保についてお願いもした経過もありますから、そういった中で理解はできるのですけれども、ただ一般的な一般事務をするような人方の単価としては高いとしか言いようがないと。

私は、本条例はやはり取り下げるなりして、フルタイムを基本なんですけれども、それがいかないであっても少なくとも厚岸町の臨時職員、臨時主治医ぐらいの時給での再任用制度というものをすべきだと、それが厚岸町としての胸を張って町民にも言える再任用制度だと思う。その中で選択をして、いやいやそのぐらいだったら私は自分で事業をやるわと言って仕事をやってもいいわけなんですから。

先ほども言った中で兼職禁止のものにも国の通達をもって認めて、だから仕事に支障のない中でやった中では別に働いてもいいよというふうにしたほうがよっぽど私はいいと思う、町民の理解が得られると思うのです。どうせ、もう後は反対するだけですから、あえて答弁は要りませんけれども、そのように私だと思うのです。

以上です。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 答弁は必要はないということでありましたけれども、1点だけ決定的な誤解があるのではないかと思う部分については申し上げておきたいと思います。

平成25年度をもって退職する方が希望すれば5年間、継続して働くことができるというふうに解釈をされているようでありますが、概要の1ページをごらんになっていただきたいと思います。

先ほど総務課長のほうからも説明を申し上げましたが、任期は4月1日から翌年の3月31日までの1年間としております。ですから、希望者が全て65まで採用希望をすれば採用されるというものではないということをご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 何点か質問をさせていただきます。

厚岸町は昭和60年に定年制度を設定されておりまして、このときは定年制度と再任用制度を合わさるような格好で制定をして、条例の制定をなさっております。

さらに、平成13年度には再任用制度が法律改正が行われましたけれども、このときも町は再任用制度というものを適用をしておりませんし、今日に至っているという認識に立っております。

今日ではよその自治体でも再任用制度について条例を制定したり、既に取り組んでおられる自治体もあると認識をしておりますけれども、今日までこの再任用制度の条例制定、それから実質、実施してこなかった事由というのですか、これらについてまずお尋ねをさせていただきます。

さらに、今回の再任用導入の理由、国の法律に基づいてという説明がございました。それはそれで、実質、運営もその規約に基づいて実施していくよと、条例だけ制定するだけではなくて、そういうことも理解をさせていただいたのですけれども、ただいまの6番議員、堀議員の答弁にもございましたけれども、この実施内容については大変、懇切丁寧な資料をいただきました。この資料の内容については、私なりに理解をさせていただきました。だから、この関係については直接、質問をいたしません。

これの設定に当たっての考え方はおおむね国の国家公務員の基準に基づいて準用してきているよと、それを遵守していると、こういう考え方でよろしいのかどうか。

それから、さらに規約の規則の関係でちょっと確認をさせていただきたいなと思うのですけれども、先ほども議論になっていたのですけれども私は再任用の任期1年間で更新と、このことで改めてお尋ねをさせていただきたいのですけれども、私はせっかく働いていただくのであれば、1年更新よりは、ある程度、5年というものがめどがあるわけですから5年間、しっかり途中で何かがあれば別でしょうけれども、一生懸命やる職員には5年間というものをめどに頑張ってもらえるような、ある程度、取り組みのほう

がむしろ毎年、更新であれば、次の仕事場行ったほうがいいですよ、一生懸命やれる人、優秀な、少なくとも長年その役場職員として地方自治に携わってきて知識、それから経験をふるに活用していただけるような人材というものを1年先で更新であれば、むしろ活用できないのではないのかと。せっかく任用するのであれば、5年間はある程度、めどに、その事業ケース、ケースによると思うのですけれども、ただしのんびんだらりでは困りますよ、少なくとも5年間なら5年間というものを今日の高齢化時代に向かってどうするのだと、こういう捉え方がいいのではないのかなとかように考えます。この辺についての考え方、議論がなかったのかどうか、私は反対にお尋ねをさせていただきます。

それともう1点でございます。職員の再任用執行伴いまして、先ほども、これも堀議員が議論なさっていたのですけれども、新規雇用、再任用することで私は、これも町内の人もそうなのでしょうけれども、私は新規採用の職員としての窓口が狭くなると思うのですよね。当然、新規採用はされるのでしょうかけれども、間に合うのであれば新規採用しなくても再任用で間に合うだろうと。そうすると、厚岸町は雇用の拡大の推進に努めておられるわけです、町長みずから先頭に立って、そういう部分では矛盾が生じるのではないのかなと、この辺のみずから手を振って雇用推進の拡大に図っている町が再任用するという一方で、高齢者対策の生活の安定をさせることも一方、雇用の窓口を広げるとい立場を推進している相反する面が出てきます。この辺は整合性はどのようにとられているのかお尋ねをさせていただきます。まず、ここまでとさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） まず1点目のこれまでこの制度を採用してこなかった理由でありますけれども、一番大きなその理由としましては、まず平成13年度から、60年度以後のその定年制度の部分につきましては、これは実際に運用に当たっての規則というのは定められておりませんでした。ということは、これはもともとの職員の定年等に関する条例自体が当時、その条例だとか、規則というのは準用が示されておりましたけれども、これに基づいた中での条例でありました。

その運用の部分については一切、規則などはありません。ですから、これはもともとその厚岸町の中で運用するというものではなかったのだろうということが推測されております。

また、平成13年度での新たな地方公務員法、国家公務員法の改正に伴っての新たな再任用制度という言い方をしておりますけれども、これを行ってこなかったのは少なくとも定額支給部分と報酬比例部分を比較した場合に、定額支給部分よりも報酬比例部分のほうが金額的には大きいです。まだ、この定額支給の平成13年度の際に既にその定額支給部分、その後には報酬比例部分が段階的に引き上げられるということは本制度の中で決められておりましたけれども、まだその再任用を行って、生活を守るといところまでは至らないだろうということもありましたし、またちょうど平成13年度、それ以降の平成16年度以降から厚岸町におきましては財政的な地方交付税が削られたことによって、減らされたことによっての財政的な問題もございましたので、その部分については

この再任用制度を行ってこなかったということでございます。

この今回の規則の内容でありますけれども、国に基づいたものなのかということではありますが、実際に国はまだまだその再任用職員に対する先ほど6番議員がお手盛りという言い方をしましたけれども、まだまだ手厚い部分でございます。ですから、あくまでも厚岸町にあわせた中、また管内的な統一を図った中での定めということでございます。

次に、1年間ではなくて5年間、優秀な職員については5年間を採用の原則とすべきではないかということがございましたけれども、これは国の制度、またさらには他市町村の例、これら1年間というものが基本となっております。また、ただし当然、フルタイム勤務でただし書きがありましたけれども、補充がなかなかできない部分の方々については、当然、これは2年間、3年間、いてもらわなければならないときもあるだろうということでございます。

ただし、あくまでもその1年間というものを基本にしなければ、次の年にもまた定年退職を迎えて再任用を希望される方もおりますので、その職、たくさん国家公務員とは違ってたくさんあるわけではございません。この組織の中ですから、当然、その新規採用への影響、あとは非常勤職員、臨時職員の影響を考えますと、この2年間、3年間というのは5年間を最大限にしてのというのはなかなか難しいのではないかというふうに考えているところでございます。

新規採用の窓口が狭くなのではないかとございましてけれども、これも今、申し上げましたけれども、この新規採用職員、これまで厚岸町は管内的にここ数年特に多くの職員を採用してきております。これへの影響をできるだけ少なくしたいというふうに考えています。その中で、この再任用を希望される職員の職を探していかなければならないだろうというふうに思いますけれども、特に地域の雇用を守るためには町の中で大企業である厚岸町がこの再任用を行うことによって、新規採用職員の枠を減らすということにならないように運用を努めていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 まず最初の質問した部分、質疑した部分なんですけれども、私が思うには昭和60年ころといいますとたしか僕も組合にいたころなんですけれども、たしか厳選の時代に直面してきた時代で、厚岸町の将来というものが非常に先行きの暗い、漁業関係ではあったのではないかなと。ある意味では水揚げがあったのですけれども、急に変動、著しい時代編成だったのではないかなと、水揚げそのものはまだまだあったのですけれども、ですから環境が整わなかったのかなと私なりに推測をしておりました。

さらに13年度以降、地方交付税の減額によってなかなか厳しい状況である中で、役場職員の皆さんは再任用制度では管内的に、全国的に設置というものは町は取り組んでこられなかったと、こういう認識をすると、職員の皆さんにすると少し歯がゆい思いをしていたのだらうなという思いは私なりにさせていただきました。

次に、ぜひ役場の臨時の方々を採用もそうなのですけれども、短期更新というのは私はできれば法律的にはいろいろな問題があるのでしょうかけれども、やはり厚岸で一生涯

命働きたいという人が皆さん働く人にはある程度、長期スパンでものを捉えてやらないとせっかく技術とかそういうものが身についたのに、1年ではいだめよでは、やはり優秀な同じその職種が少なくなってきたわけですから、これも一考する時期にも私は来ているのではないのかなと思います。1年間で終わりですよでは、人も育たないし、臨時でずっと働いてくれる人も結婚できるような職場というのですか、そういうふうに町だって全員が正職員にできない時代でございますから、この辺もやはり考えていかなければならない時代ではないのかなと私は思います。

それで、先ほど伺ったのですけれども、課長の説明ですと再任用の基準なんですけれども、国家公務員よりもある程度、規定よりも厳しいと、それはある意味ではある程度理解する部分もあるのです。ですけれども課長、私もかつて人員整理、その中、組合で通り過ぎてきた時代もありますし、組合でかつて55歳から60歳に定年延長をさせていただいた経過があります。60歳まで。そのとき年金ないんですよ、この間。全然ゼロですよ。延長するとき、退職金は若干下げてもらったんですよ。延ばすかわりに。

先ほど条件は厳しいですよと言われたのですけれども、国の方針として、例えば50歳以上の職員の皆さんはある程度、定昇ストップをしますよと、こういうことも検討していますよね、国では。優秀な方は、それなりのポストの方は何人かは定昇するのでしょうかけれども、この辺についても今回の任用について、するとき、任用だけについてはいいですよ、当然、財政の健全化を掲げている厚岸町としては、一方で再任用の制度を引きよということは、これから退職目前にされている人にとすると目前の話ですけれども、皆さんに若い人らにかかわることなんだわ。その人たちにとっては条件が向上するんですよ。

確かに年金制度は上がっていくから得になるかもわからないけれども、将来に有利な道が出ます。その分、やはり今回は無理でも、そういうことについても50歳からの制度についてはこうだという今後の検討課題としては僕はあるのではないかと、この辺については検討がなされなかったのでしょうか、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） いわゆる高年齢層と言われる特に55歳以上の職員の給与、これにつきましてはそれまでは4号俸、昇給ですね、昇給が4号俸のところ2号俸に今現在、既になっております。

あわせて、その退職金でありますけれども、これも既に国家公務員の法律が改正され、さらには北海道の退職年金組合の条例も改正をされ、最終的にはこれは例ですが、例えば2,500万円もらっている方であれば、最終的には2,100万、400万削られると、最終的には。これも段階的なものがありますので、これもあわせた中での今回の再任用制度の義務化ということなんだろうというふうに認識をしているところであります。

今回の昇給ストップの部分についてですけれども、これも検討しております。ですが、これも組合との協議も必要になってまいりますので、今回についてはまだ時間的な部分で足りない部分がありますので、これについても検討を進めなければならないというふうに認識をしているところでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 私は再任用については長年役場で培った実績、経験をしっかり生かしていただいて、一生懸命頑張ってお働いていただくという意志のある方については、少なくとも職場がどうだとか、こうだとかでなくて本人の意志、そういう姿勢で臨まれる方にはどしどし残っていただいて、受け入れて、将来に皆さんが働く意欲につながるような再任用制度の運用というものをしっかり私はしていくべきではなのかなと、こういうふうに思いますがいかがですか。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） いろいろご提言をいただきました。これを運用していくには、例えば長期に雇用をとってお考えもお示しをいただきましたけれども、一方ではご質問者が言われているように新規職員の採用の問題、あるいは臨時職員の採用の問題、これらと相反する部分が出てくるのが危惧されます。その辺の運用の仕方というものを適切にしていく必要があるだろうなというふうに思っています。

それから、一つつけ加えさせていただきたいのは、ことしは人事院勧告がございませんでした、人事院報告という形で報告がなされています。ただし、もう既に二、三年前の人事院勧告から公務員においても定年制の段階的な延長というものが検討されるべきであるという人事院の勧告がなされております。

といいますのは、ご案内のように少子高齢化が進んで労働人口が少なくなって、社会保障制度を支える基盤というのは脆弱になってきているというようなことも踏まえて、そういう勧告があったものと私どもは認識をしております、私の段階で今後どうなるということはここでは明言できませんが、できませんが既にそういう勧告がなされると、そういう制度がきちっとできる前に実際にそういう年金の無支給期間が生じること、これを回避するための方法であるというふうに認識をしております、この辺の運用を適切にしてまいりたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） ほかに質疑ありますか。

（「あります」の声あり）

●議長（音喜多議員） ちょうど休憩時間に来たので、休憩後でよろしいですか。

休憩します。

再開は、15時30分といたします。

午後 3 時02分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

10番、谷口議員の質疑から進めます。

10番、谷口議員。

●谷口議員 この制度に私が反対するものではありませんけれども、今、この地方公務員の年齢構成というか、非常に時代時代に結構、この地方公務員というのは昔から振り回されてきていますよね、いろいろな給料だとか、そういう面だとか、あるいは職員のきちんとした配置だとか、そういうもので、私が議員になったころは議員の定年制はありませんでしたし、その後、時代の変遷を経て、一時はもうほとんど採用しない時代が長く続いたり、その前がちょっと多くとったり、いろいろありました。

そういうことで、地方公務員を職務とする人たちは結構、いろいろなときに大変な思いをしながらやっているということがわかるのですけれども、今、この厚岸町において年齢構想がいびつな部分というのがどの部分であるのか、その今回、J R北海道なんかでも大きな問題になっていますよね、やはり本当にきちんとした技術だとか、経験だとか、そういうものがその職場になかったり、あるいはきちんと後継者に継承されていっていなかったり、そういうことができていないことがJ Rなんかでは大きな問題になっているのですけれども、やはり厚岸町もそういうものがあるのであれば、こういうところがあると、そのためにはこういう人がやはり退職しても必要なのだというところも一つには示していかないと、この制度は本当にみんなから、ああそうだよなということにはなっていないのではないのかなというふうに思うのですけれども、それらについてちょっと教えていただきたいと思います。

それから、任用された職員の身分というか、医療保険だとか雇用保険だとかいろいろ言われておりますけれども、これは労災の対応、労災の適用はどういうふうになるか、さっき見たら公務員、公務災害補償の対象になるというふうになっているのですけれども、これについてちょっと教えていただきたいと。

それから、この役場の中に臨時、非常勤、さまざまなことで働いている職員がいるのですけれども、その地方公務員と同じ地方公務員に準ずる仕事をする人、あるいは身分的にもそういう対外的にもそういう人と、あるいはそういう地方公務員の共済制度だとか、そういうものから外れる臨時職員というのはいるのかどうなのか、その辺はどういうふうに今、厚岸町はなっているのか教えていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 3点ほどご質問をいただいたと、1点目の年齢構成に関して、私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。他の2点は総務課長のほうからご答弁をさせていただきます。

特に厚岸町で今、職員構成で薄い部分は45歳前後、具体的に言いますと昭和41年生まれの者、これが2人しかおりません。それから、その前の昭和40年生まれの者、これが4人でございます。ここが一番薄い年齢になっております。それから昭和38年生まれの

者、これが3名となっております。

ご質問者をご指摘のように年齢構成が薄くなる世代が何年も続くというようなことがあれば、それまでの技術、経験、この伝承が薄れてしまうという組織上の問題があるというふうに言われておりました、厚岸町では地方交付税が大幅に削減されて、そのときに管内の市町村では採用ゼロという年が何年か続いた自治体もございます。

このときに町長と相談をさせていただいて、そういう採用ゼロというようなことが続くようであれば、そういう組織的な問題が生じるおそれがあるということと、それからこれはチャンスだと。他の自治体で採用されないということになれば、厚岸町を希望してくれる方がふえるのではないかと、そうすれば我々の選択肢の幅もふえるし、優秀な方に応募をいただくということのチャンスであるというふうに考えまして、厚岸町は継続的に5名から、それ以上の職員を採用させていただいてきております。

ただ、退職者全員を補充ということには相成りませんでしたけれども、採用ゼロというようなことはしないように取り進めてきたところでございます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 私のほうからあとの2点についてお答えをいたします。

再任用常勤職員につきましては、北海道の市町村職員共済組合に加入することになります。これは参考でお配りしております規則の5ページの部分になります。再任用短時間勤務職員、これについては健康保険法の規定による健康保険及び厚生年金保険法の規定による厚生年金保険に加入すると、その諸給付を受けるということになります。

ただし、その1週間あたりの勤務時間がおおむね再任用常勤職員の4分の3、29時間、大体29時間になりますけれども、これに満たないために健康保険法及び厚生年金法に適用受けることができない場合、これについては国民年金保険、または国民年金保険法の規定による国民健康保険に加入すると、諸給付を受けるということになっております。

雇用保険につきましては、雇用保険に加入することになりますけれども、1週間当たり、おおむね20時間に満たない場合、これについては雇用保険に加入することはできないということになっております。一般的な取り決めと同じでございます。

公務災害補償につきましては、これも第21条に書いておりでございます、通勤により不祥事、もしくは疾病にかかった場合、地方公務員災害補償法の規定によりその諸給付を受けることができるということになっております。

正職員、一般の職員と違う扱いとなるものにつきましては、嘱託職員は一般的に一般の職員と同じ扱いで地方公務員共済組合に加入しております、また退職手当組合にも加入しております。ただし、非常勤職員、臨時職員につきましては、これとは違う扱いと、今言った国民健康保険なり厚生年金のということになるかと思えます。

それが先ほど人数申し上げておりますけれども、非常勤職員、現在29人、臨時職員については78人ということでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 私は、先ほどこの提案理由の中で強調されていた年金のことだけをやはり強く出すというのは、やはりなかなか役場の職員はという町民の中にある感情というか、そういうものもやはり考えていかなければならないのではないのかなと、やはり先ほどの資料を見て、いやこんなにといいのであればほかのところではちょっと、やはり見て思った議員も中にはいるんですよ。

ですから、やはりさっき言ったそれだけ役場の中で働いて、まだ再任用でも働くことができる、そういう人たちがただ上から言われたことを淡々とこなすのではなくて、その経験があるときにはやはり若い職員たちの模範になるようなことをやって見せるだとか、あるいはきちんとこういう指導者としてもやっていただきたいなというふうに私は思うのですけれども、そういうことをやらないと、なかなかこの制度を年金のことだけにかこつけてしまったのでは、なかなか理解を得ることは難しくなってくるのではないのかなという、私は思うのです。

その辺も考えて運用に当たっては町民の理解が得られるような方法で運用をしてほしいというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） ただいま議員言われましたとおり、またその他の6番議員も申し上げられておりましたし、9番議員も申し上げられておりましたけれども、その年金のみをということで当然、この残っていただく、また再任用される職員の方々には若い職員の模範となるよう頑張っていたきたいというふうに思っておりますし、特に厚岸町の今、先ほど副町長のほうからそのいびつになっている部分ということで申し上げられましたけれども、特にその技術部門におきましては、定年退職を迎えられて今、若い職員が多くなっております。これらのことを考えますとやはり、40年間、30何年間、数年間頑張ってこられた方が若い職員にその技術、知識、これを継承していくということが大きなもう一つの目的なんだろうというふうに思っております。

ですから、これから再任用制度が来年度以降、始めたいというふうに考えておりますけれども、その辺を重視した運用にしていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） もう1回、10番、谷口議員。

●谷口議員 わかりました。

それで、あともう一つ、別な角度からお伺いしたいのですけれども、最近、災害が多いんですよ。それで、災害時に十分な人材を確保できないとか、その最たるものがこの間の水道の事故というかではなかったのかなと。そうしたら、給水車を動かしたい、何をしたい、やりたいことがいっぱいあるんだけれども、肝心の運転手が足りないだとか、車はあるんだけれど運転手がいなくてとか、そういうときのための人材を確保するようなことも、これでやれとは言いませんけれど、何らかの形で考えておく必要もあるのではないのかなというふうに思うのですけれども、そういう点ではどうなのですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今、ご質問者言われたとおり、この再任用制度の中でそれをそのような運用ができるかとなると、なかなか難しい部分があるかと思えますけれども、恐らく臨時職員としての採用ということになるかと思えますけれども、そのようなことも今回のその災害を見たときに必要になってくることもあるかと思えますので、検討していきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） ほかに質疑ありますか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議ありますということで、討論ありますか。

それでは、討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

6番、堀議員。

●堀議員 私は、議案第106号 厚岸町職員の再任用に関する条例の制定について、この条例の制定についての反対の立場から意見を述べさせていただきます。

私が長時間、時間をいただいた中で審議、質問させていただきましたけれども、この条例がいかに公務委員のための優遇された制度であるのか、民間、とりわけこの厚岸町の厳しい雇用環境を見たときに、それと掛け離れた状況であるのかというものは、私の審議の中、なかなか3回という中ではその意義が皆様方にも皆様方にも十分伝わらなかったのかもしれませんが、私としてはできる限りそれをお伝えするようには努めたつもりではおりました。

このような公務員のための条例を制定する、議員の皆様にお伺いしたいのですけれども、私たちが普段、向き合わなければならないのはどなたでしょうか。私たちが普段、向き合わなければならないのは今、目の前にいる理事者や町内にいる職員たちではなく、厚岸町内にいる町民に対して常に向き合い、町民の目線に立って、町民の判断、その理解できる判断に立って、その責任ある町議会議員としてここにいる者としての任務を全うすべきであろうなというふうにも思います。

そのような中で、このように町民の意識から掛け離れたような条例の制定に対しては、私の信義則にのっとり承伏することができません。ぜひ、私の意を汲んでいただきまして、賛同を同じくしていただける方が1人でもいることを切に願うものであります。

大変、若輩者が生意気なことを言って申しわけありませんけれども、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、南谷議員。

●南谷議員 本条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

国が再任用制度を昭和60年に制定以降、本町は再任用を実施してきておりません。そして今日に至っておるわけでございます。

今回の制定によりまして、年金引き上げによる無支給年の解消、さらには若い職員の将来の生活設計の不安を払拭し、仕事に精練していただける、また意欲を持っていただける、そんな再任用制度になっていただければと思います。

また、再任用をされる方々の長年培ってこられました皆様の自治体職員としての実績、経験を活用していただいて、後輩の指導、徹底をしていただければ、よりよい厚岸町の役場運営が可能ではないかと、かように考えます。

よって私は、本条例制定に賛意を示すものであります。議員皆様の深いご理解を賜りたくお願いを申し上げ、討論といたします。

●議長（音喜多議員） ほかに討論ありますか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、以上で討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案のとおり、可決すべきものと決するに賛成者議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（音喜多議員） 着席ください。

出席議員数11人、そのうち起立者数9人、起立多数であります。

よって、本案は、可決されました。

●議長（音喜多議員） 日程第9、議案第83号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算、議案第84号 平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第85号 平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第86号 平成25年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第87号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第88号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第89号 平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第90号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第91号 平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第92

号 平成25年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上10件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、議案第83号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算から議案第90号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設質疑特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）。

平成25年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,102万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億147万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから4ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、12款17項、歳出では12款30項にわたって、それぞれ1億2,102万4,000円の増額補正でございます。

事項別により、ご説明いたします。10ページをお開き願います。

歳入であります。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金、1節自衛隊基地交付金、3,000円の増。交付額確定による増であります。

10款1項1目施設、地方特例交付金、11万6,000円の減。交付額確定による減であります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、1,000円の減。身体障がい者デイサービス事業負担金の減であります。

2節児童福祉費負担金、131万6,000円の増。厚岸保育所入所児童数の見込み増によるものであります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務費使用料、1節総務管理使用料、17万6,000円の増。インターネット加入者の増によるものであります。

4目農林水産業使用料、1節農業使用料、701万円の減。牧場使用料、夏季放牧及び冬季ともに受け入れ頭数の減によるものであります。

5目1節商工使用料、9万5,000円の増。内訳は、説明欄記載のとおりであり、公園は祭りの出店業者数及び使用面積の増によるものであります。愛冠野営場は、開園期間終了に伴い、見込みを上回る実績による増であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、11万4,000円の増。障がい者自立支援給付費負担金給付の見込み増によるものであります。

2節児童福祉費負担金、310万9,000円の減。自動手当負担金、児童手当支給人員の減少見込みによる減であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、176万2,000円の増。

地域の元気臨時交付金情報化推進は、厚岸情報ネットワーク多重化整備事業への充当財源の計上であります。なお、地域の元気臨時交付金につきましては、厚岸町の交付限度額一時分の8,007万8,000円に加え、去る10月25日に2次分を含め1億5,648万5,000円とする通知がされたところであります。

予算計上額は、2次分を地方負担額の80%としておりましたが、90%分を認めていただいたことから、その差額1,772万7,000円を今補正予算に計上するものであります。なお、本交付金の充当事業につきましては、別紙配付の説明資料をご参照願います。

2節防衛施設周辺整備事業補助金、50万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金財産管理、財産管理費、消防設備に充当増とするものであります。特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、2次交付分の配分が8,394万円と決定したことにより、総額2億8,338万3,000円となりました。9月補正では、前年度同額の補正計上として交付決定の遅延により、事業執行に支障が出ないように対応を準備しておりましたので、前年度よりも増額となった今回の補正分、993万9,000円は計上事業への充当振りかえとするものであります。なお、本交付金の充当事業につきましては、別紙配付の説明資料をご参照願います。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、229万3,000円の増。地域の元気臨時交付金、老人福祉の増であります。

2節児童福祉費補助金、485万6,000円の減。子育て支援交付金、588万4,000円の減。補助制度が北海道の子育て支援対策事業補助金へ以降したことによる組みかえ減のほか、説明欄記載のとおりであります。

4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金、1,693万9,000円の減。矢臼別演習場周辺農業用機械導入事業補助金、畜産業80万円の減。同じく、施設整備事業補助金、畜産業、1,423万9,000円の減。充当事業の執行見込減のほか、説明欄記載のとおりであります。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、932万8,000円の増、5節住宅費補助金、31万8,000円の増、6節防衛施設周辺整備事業補助金、580万2,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

8目教育費国庫補助金、3節中学費補助金、13万7,000円の増、7節防衛施設周辺整備事業補助金、100万円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

11目災害復旧費国庫補助金、2節農林水産業災害復旧費補助金、1,136万6,000円、新規計上。尾幌地区農業用施設災害復旧事業補助金、361万円、大別地区農地災害復旧事業補助金、775万6,000円、いずれもさきの台風18号災害の復旧事業補助金の計上であります。

12ページ、3項委託金、1目総務費委託金、2節戸籍住民登録費委託金、4万7,000円の減。中長期在留者居住地届け出等事務委託金、交付決定による減であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金、5万7,000円の増、障がい者自立支援給付費負担金、給付費の見込み増によるものであります。

2節児童福祉費負担金、86万8,000円の減。児童手当負担金、児童手当支給人員の減少見込みによる減であります。

2項道補助金、2目民生費道補助金、2節児童福祉費補助金、621万4,000円の増、子

育て支援対策事業補助金588万4,000円、国庫補助金からの振りかえ計上であります。ひとり親家庭等医療費補助金、医療費の見込み増による33万円の増であります。

4目農林水産業費道補助金、2節農業費交付金、9万8,000円の増、説明欄記載のとおりであります。

3項委託金、1目総務費委託金、3節戸籍住民登録費委託金、5万2,000円の減。旅券事務委託金、取り扱い件数の減による交付額決定に伴う減であります。

4節選挙費委託金、96万6,000円の減、参議院議員選挙費委託金、委託金算定見直しによる減であります。

5節統計調査費委託金、35万3,000円の減。各種統計調査費委託金の交付決定による件であります。

4目農林水産業費委託金、3節水産業費委託金、8万2,000円の増。漁港利用料徴収委託金であります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、20万2,000円の増。職員住宅料の改定による増減であります。

2項財産売り払い収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入、88万8,000円の増。門静1丁目86番地、通称偕楽園団地の売り払い公募の宅地、355.45平方メートルであります。

2節その他不動産等売払収入、81万7,000円の増。石材売払代の増であります。

2目1節生産物売払収入、59万4,000円の増。カキ種苗売り払い代、売り払い実績による68万1,000円の減、餌料藻類売払代、販売見込みによる127万5,000円の増であります。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金、23万5,000円の増。茨城県内藤裕史様3万円、東京都矢萩英司様10万円、栃木県宗石亨様10万円、鉦路市佐藤稔様5,000円であります。

8目1節消防費寄附金、2万5,000円。厚岸町女性団体連絡協議会様であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目1節まちおこし基金繰入金、200万円の増。歳出計上のまちおこし補助金の財源計上であります。

6目1節環境保全基金繰入金、30万円の増。廃棄物対策費で、歳出計上の生ごみ水切り容器に充当するための繰り入れであります。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、1億522万1,000円の増、補正財源調整のための計上でございます。これにより、平成24年度からの繰越金の残額は6,685万5,000円で、年度末まで大雪による除排雪経費の増、施設や設備の突発的な修繕など、追加計上の財源として留保するものであります。

21款諸収入、6項3目3節雑入、349万8,000円の増、次ページにわたり新規計上の厚岸情報ネットワーク移設補償費141万7,000円、町有建物災害共済基金情報化推進9万6,000円、保健師等研修実収料3万円、立木伐採補償金7,000円、鉄くず売払代町営牧場14万4,000円、総合賠償保険保険金、商工損害賠償5万7,000円、同じく小学校損害賠償6万円、農地保有合理化事業等業務委託金6,000円のほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

22款1項町債、3目衛生債、1節保健衛生債、1,320万円、水道事業会計の宮園配水池整備事業への出資金の財源として、発行同意予定の一般会計出資債の計上であります。

6目土木債、2節道路橋梁債、320万円の減、6節住宅債、260万円の減、7目1節消

防債、1,140万円の減、9目災害復旧債、2節農林水産業施設災害復旧債、690万円の増、それぞれ説明欄記載の充当事業債の増減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

16ページをお開き願います。歳出であります。

1款1項1目議会費、17万4,000円の減。議会運営25万8,000円の減のほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、183万9,000円の増。18ページにわたりますが、庁舎町民広場が燃料費、光熱水費などの増により184万3,000円増のほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

なお、燃料単価及び電気料が当初予算よりも値上げとなっており、年度末までの執行見込みにより各施設等において増額補正となっております。

2目簡易郵便局費4万5,000円の増、3目職員厚生費3万2,000円の増、20ページにわたり説明記載のとおりであります。

4目情報化推進費753万6,000円の増、主に厚岸情報ネットワーク605万1,000円の減は、修繕料で計上していたIP告知端末等の新規設置経費を厚岸情報ネットワーク設備整備事業の工事請負費に追加分と合わせ、計上がえするとともに、新たに北電柱立替に伴う共架変更など、整備委託料445万2,000円の計上であります。

このほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

22ページ、8目財政管理費、26万1,000円の減。説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

10目企画費217万8,000円の増、企画一般32万1,000円の増、主に第5期総合計画の後期行動計画の策定に向けた町民満足度調査経費の追加計上であります。まちおこし補助金200万円の増、教育費に当初、計上しておりました姉妹都市中学生国際交流につきまして、180万円が北海道の地域づくり総合交付金の交付決定となり、一方、主催する実行委員会からのまちおこし補助金200万円の交付、要望書の提出があり、内定委員会の審査を経て、要望どおり補正計上するものであります。

なお、参加者負担金が10人で105万円であり、引率者3人分を含め総額485万円の事業計画となっております。

このほか、説明欄記載のとおりであります。

11目財産管理費4万6,000円の増、24ページ、12目車両管理費15万円の増、2項町税費、1目賦課納税費、増減なし。3項1目戸籍住民登録費、30万3,000円の減、26ページにわたりそれぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

4項選挙費、6目参議院選挙費、96万5,000円の減。算定見直しされた国庫委託金内の執行見込みにあわせた減であります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、34万8,000円の減。次ページにわたり、各統計調査の執行見込みによる調整増減であります。

6項1目監査委員費13万円の減。次ページにわたり説明欄記載のとおりであります。

30ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、162万円の増。32ページにわたり、主に福祉灯油29万4,000円の増、灯油単価アップ分であります。保健福祉総合センター健康広場128万3,000円の増、主に施設と車両の燃料費、修繕料の増でありま

す。このほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

2 目心身障がい者福祉費、65万1,000円の減。育成医療給付22万9,000円の増、対象者がふえる見込みによるものであります。

地域生活支援88万円の減、主に地域活動支援センター運営費が計画変更により90万7,000円の減であります。

4 目老人福祉費、1,190万9,000円の減。介護予防生活支援高齢者福祉33万9,000円の増、生活管理指導員派遣委託料の36万円は利用者の増によるものであります。老人保護措置費123万3,000円の減、実績見込みによる減であります。

34ページ、長寿祝金38万円の減、対象者の減によるものであります。介護保険特別会計操出金59万6,000円の増、介護サービス事業特別会計操出金1,034万3,000円の減のほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

5 目後期高齢者医療57万7,000円の減、次ページにわたり、後期高齢者医療一般32万8,000円の増、北海道後期高齢者医療広域連合負担金、前年度の医療給付費負担金の精算による増であります。後期高齢者医療特別会計操出金90万5,000円の減であります。

7 目自治振興費982万3,000円の増、地方バス路線維持対策として、釧路バスが運行する生活交通路線国庫補助金対象である霧多布線系統1分が730万9,000円増の847万5,000円、町単独路線の床潭線が34万6,000円増の421万7,000円、同じく町単独路線の霧多布線系統2分が関係する浜中町と不足分を折半し、216万8,000円増の419万円となり、合わせて1,688万2,000円で、各路線運行維持するための町補助金の増額であります。

8 目社会福祉施設費91万9,000円の増。主にコミュニティセンター集会場、生活改善センターの各修繕料の増額補正と38ページ、上尾幌地区コミュニティセンター整備事業は、当初、外壁及び屋根の塗装を予定しておりましたが、建物の再調査の結果、昨年度には確認できなかった外壁の腐食部分の取り替え工事もあわせて執行するため、58万1,000円の増額補正であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉費総務費、4 万8,000円の増。説明欄記載のとおりであります。

2 目児童措置費484万5,000円の減、児童手当対象人員の見込み減であります。

3 目ひとり親福祉費66万円の増、ひとり親家庭等医療費の増であります。

4 目児童福祉施設費15万5,000円の増。42ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費、9 万円の増。公衆浴場設備修繕助成、公衆浴場経営者からの町に助成願いがあり、町の助成要綱に基づき助成額の追加計上であります。

2 目健康づくり費16万円の減。44ページにわたり、主に予防接種95万6,000円の減は、子宮頸がんワクチン予防接種委託料が174万2,000円の減となり、ヒブワクチン予防接種委託料が66万3,000円の増、小児肺炎球菌ワクチン予防接種委託料が12万3,000円の増であります。高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成が57万4,000円の増、エキノコックス症検査委託料が26万4,000円の増であります。このほか、説明欄記載のとおりであります。

4 目水道費1,359万8,000円の増、水道事業会計への出資金、1,320万円、新規計上。水道事業会計の宮園配水池整備事業財源として、出資金として計上するものであります。

制度上、国庫補助金を上限に一般会計出資債が発行でき、元利償還金の50%を普通交付税の基準財政需用額に算入されるものであります。

簡易水道事業特別会計操出金39万8,000円の増。

5目病院費4,890万2,000円の増、病院事業会計の負担金補助金の計上であります。補正後総額を4億2,467万4,000円とするものであります。なお、3月定例会において最終的な病院会計の収支不足を補填する補正予算を計上する予定であります。

46ページ、2項環境政策費、1目環境対策費690万円の増、環境保全基金積立金の計上であります。平成24年度の立木売り払い代689万2,385円が一般財源として歳入となり、決算における剰余金が今年度の前年度繰越金として歳入計上しており、その同額を財源と位置づけして積み立てし、来年度以降の町有林整備事業の財源として繰り入れし、公有林整備事業債の発行抑制を図るものであります。なお、本年度分の立木売り払い代は3月補正で増額予定であり、それを財源として同様に基金積み立てを予定するものであります。

3目廃棄物対策費35万5,000円の増、廃棄物対策一般資源ごみとして排出する生ごみの水切り容器の各世帯の2個目希望者への配付用として270個分の追加計上であります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、7,000円の増。説明欄記載のとおりであります。

2目農業振興費12万9,000円の増、中山間地域等直接支払い交付金、交付対象農地確定に伴う増であります。

3目畜産業費1,500万8,000円の減、矢臼別演習場周辺農業用機械等整備事業76万9,000円の減、次ページ矢臼別演習場周辺農業用施設等整備事業4,251万1,000円の減、それぞれ入札執行等に伴う減であります。矢臼別演習場周辺農業用施設等整備事業25国債、2,827万2,000円新規計上、平成26年度計画事業の一部前倒し交付によるものであります。

5目農地費854万7,000円の減、町営牧場管理用機械整備事業入札執行による減であります。備品購入費の内訳名称を単なる機械器具購入から牧場作業用機械購入への振り替えであります。

6目牧野管理費257万2,000円の増、主に町営牧場の作業用機械の修繕料の増であります。

7目農業施設費17万円の増、尾幌酪農ふれあい広場、説明欄記載のとおりであります。

8目農業水道費49万4,000円の増、次ページにわたり農業水道施設91万7,000円の増は、主に浄水場施設の修繕料の増であります。このほか、説明欄記載のとおりであります。

9目堆肥センター費217万円の増、堆肥センター作業用機械の修繕料の増であります。

2項林業費、2目林業振興費、増減なし、説明欄記載のとおり、事業内予算の組みかえであります。

3目造林事業費1万3,000円の減、造林事業入札執行に伴う減であります。

52ページ、3項農林水産業費、1目水産業総務費、66万5,000円の減。水産業一般、主に厚岸港祭り共済会負担金は雨天中止による減であります。

3目漁港管理費8万8,000円の増。漁港施設、主に船舶給水施設の修繕料の増であります。

5目養殖事業費85万6,000円の増、次ページにわたり、主にカキ種苗センター施設用備

品の修繕料の増のほか、各事業説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

6目水産施設費28万9,000円の増、主に漁村環境改善総合センターの防火設備の修繕料の増のほか、説明欄記載のとおりであります。

6款1項商工費、1目商工総務費、10万5,000円の増、次ページにわたり議案第94号損害賠償の額について議決いただいた関連予算の計上であります。商工施設4万6,000円は、事故の原因となった施設の修繕を流用執行した経費の計上であります。

3目食文化振興費37万5,000円の増、主に味覚ターミナル道の駅37万5,000円、施設ボイラーの修繕料の増のほか、説明欄記載のとおりであります。

4目観光振興費、増減なし。財源内訳補正であります。

5目観光施設費、1万8,000円の減。次ページにわたりそれぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費、60万1,000円の増。作業用車両修繕料の増であります。

3目土木用地費2,000円の減、4目地籍調査費7万5,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり執行に伴う減であります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、259万3,000円の増、道路橋梁管理137万1,000円の増、降雪前に執行する町道補修費などの追加計上であります。次ページ道路照明管理104万3,000円の増、光熱水費の電気料及び道路照明の修繕料の振り込み増に伴う計上であります。建設機械等整備事業65万1,000円の増、除雪ドーザーの実売価格の値上がりに伴う流用執行分の追加計上であります。

このほか、三つの事業は財源内訳補正及び入札執行に伴う減であります。

2目道路新設改良費1,024万2,000円の減、64ページにわたり白浜町西6号線整備事業428万9,000円の増は、U字型側溝の布設がえの追加計上であります。このほかの各事業は財源内訳補正及び入札執行などに伴う増減であります。

3目除雪対策費9,542万9,000円の増、除雪対策。補正後額を1億1,823万4,000円とし、除雪委託料につきましては、除雪出動にかかわらず契約期間に必要となる除雪機械の維持確保の費用及び除雪作業員の確保のための賃金補償分を委託契約の基本料として約2,100万円を盛り込んでおり、昨年12月補正と比較し、約1,800万円増としております。おおむね12回分の除雪出動に要する予算計上となります。

66ページ、3項河川費、1目河川総務費、13万円の増、主に事業費内での予算組みかえのほか、それぞれ説明欄のとおりであります。

4項都市計画費、3目下水道費、135万7,000円の減、次ページにわたり下水道事業特別会計繰出金の減であります。

5項公園費、1目公園管理費、9万9,000円の減、6項住宅費、1目建築総務費、36万7,000円の減。2目住宅管理費17万9,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

70ページ、3目住宅建設費495万8,000円の減、町営住宅建設事業、主に町営住宅用地について、不動産鑑定による単価確定による件であります。

8項1項消防費、1目常備消防費、1,801万8,000円の減、釧路東部消防組合負担金655万1,000円の減、主に途中退職に伴う人件費の減額によるものであります。次ページにわ

たる3事業は、入札執行に伴う減であります。

2目災害対策費143万8,000円の増、防災行政無線100万7,000円の増、主に受信機及びアンテナ20台分の追加計上であります。このほか、次ページにわたり説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

3目消防施設費58万3,000円の減、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う件であります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1万7,000円の減、3目教育振興費90万円の増、高等学校教育支援、厚岸翔洋高校の若潮寮が本年度の入寮生が4人と少ないことから、寮費だけでは運営経費が賄えず、町に助成を求められたことから、今年度の寮運営を円滑にするための助成金として補正計上するものであります。

5目就学奨励費8,000円の減、6目スクールバス管理費56万円の増、次ページにわたりスクールバス修繕料の増であります。

2項小学校費、1目学校運営費、24万7,000円の増。主に校地、小中学校燃料費の増であります。

2目学校管理費82万1,000円の増、学校管理36万8,000円の増、学校情報通信教育39万2,000円の増、各学校に配置するパソコンのOSが来年3月にサポート切れになることから、対応した機器を5年リースで更新することとし、3月分の追加計上であります。

損害賠償6万1,000円の増、議案第95号 損害賠償の額について議決いただいた関連予算の計上であります。

78ページ、3目教育振興費112万5,000円の増、要準要保護児童就学援助110万2,000円の増、対象児童数の増に伴うものであります。高度へき地修学旅行2万3,000円の増、閉校となった片無去小学校から太田小学校へ就学した児童分の追加計上であります。

3項中学校費、1目学校運営費、5万2,000円の増、2目学校管理費15万7,000円の減、次ページ3目教育振興費7万6,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

5項社会教育費、4目社会教育総務費、392万円の減。姉妹都市中学生国際交流390万円の減、内容はまちおこし補助金でご説明したとおりであります。

2目生涯学習推進費、増減なし。事業費内組みかえであります。

3目公民館運営費、3万4,000円の減、説明欄記載のとおりであります。

82ページ、4目文化財保護費、増減なし。財源内訳補正であります。

5目博物館運営費、17万2,000円の増、説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

6目情報館運営費38万2,000円の増、86ページにわたり主に厚岸情報館127万7,000円の増、施設修繕料及び図書館管理システムの電子照明とセキュリティーソフト更新に伴う追加計上であります。このほか、説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減であります。

86ページ、6項保健体育費、2目社会体育費、18万9,000円の増。主に社会体育一般35万円の増と施設車両修繕料の追加計上のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目温水プール運営費、205万5,000円の増、88ページにわたり温水プールの燃料費修繕料の増によるものであります。

4目学校給食費183万5,000円の増、学校給食センター燃料費、光熱水費施設設備の修繕料の増によるものであります。

10款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費、1,903万5,000円の増。尾幌地区農業用施設災害復旧事業、500万円の増、大別地区農地災害復旧事業1,403万5,000円の増、台風18号の補助災害復旧費の追加計上であります。12月11日、12日に補助災害査定が実施されますが、実施設計に基づく北海道との事前協議済みであります。

11款1項公債費、1目元金、32万6,000円の増、平成14年度債の政府の財政融資資金である減税補填債と臨時財政対策債が平成25年3月25日に10年目の金利見直しが行われ、借入時の金利0.7%が0.4%になり、残り10年間の元利均等払いの償還年次の再計算が行われ、本年度の元金償還の増分32万6,000円をあわせて補正計上するものであります。この金利見直しにより後年度の金利支払い額が394万円軽減となるものであります。

2目利子339万2,000円の減、次ページにわたり平成24年度長期債の借り入れ実行による利子確定に伴う267万円、元金でご説明いたしました政府系資金の金利見直し分72万2,000円の減となる調整計上であります。

90ページ、12款1項1目給与費2,146万8,000円の減、職員の採用退職、会計間異動などそれぞれ説明欄記載のとおり、当初予算との調整計上であります。町債につきましては、92ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

5ページをお開きください。追加であります。矢臼別演習場周辺農業用施設等整備事業25国債に関する債務負担について、期間、平成26年度限度額1億2,015万4,000円とするものであります。下段に調書を添付しておりますので、ご参照願います。

再び、1ページへお戻りください。

第3条、地方債の補正であります。地方債の追加変更は「第3表 地方債補正による」。

6ページをお開きください。第3表地方債補正追加であります。

一般会計出資債、限度額を1,320万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に変更であります。公営住宅建設事業260万円の減、辺地対策事業30万円の減、過疎対策事業1,430万円の減、災害復旧事業690万円の増、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

7ページをごらんください。地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄ですが、平成24年度末現在高109億379万円、平成25年度中、起債見込み額6億6,250万円、平成25年度中、元金償還見込み額9億4,497万6,000円、補正後の平成25年度末現在高見込み額は106億2,131万4,000円となるものであります。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

次に、議案第84号であります。議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）。

平成25年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万7,000円の追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,716万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入では、4款4項、歳出では7款9項にわたって、それぞれ80万7,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

9ページをお開き願います。

歳入であります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金、73万3,000円の減。本補正における歳入歳出の調整による減であります。

5款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分、196万9,000円の増、退職被保険者にかかる高額療養費の増によるものであります。

6款1項1目前期高齢者交付金、1節現年度分41万4,000円の減、社会保険診療報酬支払い基金からの通知額の確定による減であります。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、1万5,000円の減、繰り出し基準額分の調整減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1万3,000円の減、2項町税費、1目賦課徴収費2,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

職員人件費の詳細につきましては、14ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般保険者高額療養費、一般被保険者高額療養増減なし、財源内訳補正であります。

2目退職被保険者等高額療養費196万9,000円の増、全年度よりも月1件程度の増による利用者の増によるものであります。

3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金80万8,000円の減、2目後期高齢者関係事務費拠出金2,000円の増、4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金8万円の増、2目前期高齢者関係事務費拠出金2,000円の増、5款1項老人保険拠出金、2目老人保険事務費拠出金2,000円の減、6款1項1目介護納付金42万5,000円の減、以上、それぞれ社会保険診療報酬支払い基金からの確定通知による増減であります。

12ページ、8款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費2万6,000円の減、2目保健事業費、1目保健衛生普及費3万円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

続きまして、議案第85号であります。議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算(3回目)。

平成25年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ87万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,387万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では4款4項、歳出では3款3項にわたり、それぞれ87万1,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。5ページをお開き願います。

歳入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料、123万1,000円の増。太田地区計量使用料の見込み分の計上であります。

2項手数料、1目水道手数料、1節給水工事手数料5万円の増、給水工事件数の増によるものであります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害普及費国庫補助金、1節簡易水道施設災害復旧費補助金、85万円の減。補助災害査定は12月、第2週に予定されておりますが、北海道との事前協議において判明した対象外分の計上であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金39万8,000円の増、収支不足分の調整増としての計上であります。

7款1項町債、1目水道債、1節水道事業債90万円の減、糸魚沢地区配水管整備事業の執行減による減であります。

2目災害復旧債、1節簡易水道施設災害復旧債80万円の減、国庫補助金と同様の理由による減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

7ページをお開き願います。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費64万円の増、職員人件費、主に超過勤務手当の増であります。詳細につきましては、11ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2款水道費、1項1目水道事業費、151万1,000円の減。水質検査機械器具購入による32万3,000円、検満及び新設メーター整備事業が新設分の見込み増による16万2,000円の増、このほか説明欄記載のとおり、事務事業執行見込みによる減であります。

3款災害復旧費、1項1目簡易水道施設災害復旧費、増減なし。財源内訳補正であります。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開きください。第2表、地方債補正変更であります。

簡易水道事業90万円の減、災害復旧事業80万円の減、起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

下の表は、地方債に関する町補正であります。

表の下段、合計欄ですが、平成24年度末現在高988万2,000円、平成25年度中、起債見込み額1,680万円、平成25年度元金償還見込み額181万1,000円、補正後の平成25年度末現在高見込み額は2,487万1,000円となるものであります。

以上で、議案第85号の説明を終わります。

続きまして、議案第86号であります。議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）。

平成25年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ130万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,948万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では2款2項、歳出では2款3項にわたり、それぞれ130万3,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金135万7,000円の減、収支不足分の調整減であります。

6款諸収入、2項1目1節雑入、5万4,000円の増。消費税及び地方消費税還付金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出であります。

1項下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費、1万3,000円の減。説明欄記載のとおりであります。職員人件費の詳細につきましては12ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2目管渠管理費36万円の増、主に公共ます修繕料の増であります。

3目処理場管理費98万9,000円の増、次ページにわたり、主に終末処理場の施設用設備の修繕料の増であります。

4目普及促進費64万1,000円の減、主に水洗化と改造工事補助見込み減によるものであります。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費、35万2,000円の減。公共下水道事業補助金は、委託料と工事請負費の予算組みかえによる増、起債分は計上職員の人事異動に伴う調整及び工事請負費の減であります。

3款1項公債費、1目元金、増減なし。財源内訳補正であります。

2目利子、164万6,000円の減、平成24年度長期債借り入れ実行に伴う利子確定に伴う減であります。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

続きまして、議案第87号であります。議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）。

平成25年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億693万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款1項、歳出では2款3項にわたり、それぞれ59万6,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。4ページをお開き願います。

歳入であります。

7款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金59万6,000円の増。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、17万円の増、説明欄記載のとおりであります。職員人件費については10ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

2項徴収費、1目賦課徴収費、3,000円の増、4款地域支援事業費、2項包括支援事業、任意事業費、1目包括的支援事業等事業費14万2,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2目任意事業費、28万1,000円の増、次ページにわたり町の成年後見支援事業に基づく成年後見と報酬助成について、手数料から補助金への科目がえと執行見込みにより増額とするとともに、配食サービス事業における利用者の増に伴う負担金の増であります。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

続きまして、議案第88号でございます。議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（3回目）。

平成25年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ406万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,401万8,000円とする、第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款6項、歳出では1款2項にわたってそれぞれ406万9,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。4ページお開き願います。

歳入であります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス費収入、1節通所介

護収入、137万5,000円の増、2節訪問入浴介護費収入121万6,000円の減、3節短期入所生活介護費収入313万3,000円の減、例年に比較して短期入所者が通所介護を受ける人がふえており、それぞれの見込みによる調整増減であります。

2目1節施設介護サービス費収入、1,217万7,000円の増、例年に比較して文書中の病院への入院者が少なく、介護報酬の見込み増となったものであります。

3項1目1節 負担金収入、343万6,000円の減。説明欄記載のとおり、今後のサービス見込みによる調整増減であります。

5項自立支援給付費収入、1目1節障がい者短期入所介護給付費収入42万6,000円の増。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入4万2,000円の減、8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金1,034万3,000円の減、収支不足分の繰入金の減であります。

9款諸収入、1項1目雑入、1節実施収入6万3,000円の減、2節雑入18万6,000円の増、内訳はそれぞれ説明欄記載のとおりであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出であります。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費、169万2,000円の増、職員人件費につきましては14ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

通所介護サービス154万7,000円の増、主に時間給臨時職員賃金及び単価増による燃料費の増であります。身体障がい者デイサービス支援2万7,000円の増、配所サービス16万1,000円の増であります。

8ページ、3目訪問入浴介護サービス事業費8万6,000円の減、内容は説明欄記載のとおりであります。4目短期入所生活介護サービス事業費169万2,000円の増、職員人件費15万4,000円の増、短期入所生活介護サービス153万8,000円の増、主に嘱託職員の退職や産休代替の臨時職員賃金の増であります。

7目包括的支援事業費98万7,000円の増、次ページにわたり主に新規の要支援認定者の増に伴う予防プランの作成する委託料の増であります。8目障がい者給付費事業費46万1,000円の増、主に入所者用消耗品の増であります。

2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費881万4,000円の減、内訳は職員人件費1,142万円の減、嘱託職員2人退職による減であります。

12ページ、介護福祉施設サービス260万6,000円の増、主に施設用消耗品費、燃料費、光熱水費及び施設給湯設備などの修繕料の増、介護サービス支援システム借上料は、6月から新しい入所判定システムを導入したことによる増であります。

以上で、議案第88号の説明を終わります。

続きまして、議案第89号であります。議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2回目）。

平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、第1項歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ90万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,901万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款1項、歳出では1款1項にわたって、それぞれ90万5,000円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入であります。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金90万5,000円の減。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。歳出であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、90万5,000円の減。後期高齢者医療広域連合前年度の事務費負担金の精算による減であります。

以上で、議案第89号の説明を終わります。

続きまして、議案第90号であります。

平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（2回目）。

平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ373万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,012万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款1項、歳出では1款1項にわたり、それぞれ373万3,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。4ページをお開き願います。

歳入であります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目1節施設介護サービス費収入、373万3,000円の増。当初計上の月平均入所17人、平均単価9,870円を19.2人、1万786円との見込みによる増額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費、373万3,000円の増、職員人件費50万7,000円の増、人事異動に伴う増であります。内容につきましては、8ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

介護老人保健施設サービス322万6,000円の増、決算による負担金基礎数値の変更及び当初予算におけるサービス費収入にあわせた留保分の計上増であります。

以上をもちまして、議案第83号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算から議案第90号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時48分休憩

午後 4 時48分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、議案第91号 平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算（4回目）の内容についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条、総則。

平成25年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。

年間排水量は3万2,635立法メートルの減で、122万1,803立法メートル、1日平均給水量は90立法メートル減の3,347立法メートルであります。主な建設改良事業について、配水管布設替え等事業を61万2,000円減額し1,064万7,000円に、設備改修事業を204万円増額し2,207万1,000円に、メーター整備事業を119万2,000円減額し4,473万3,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1款水道事業収益を573万6,000円減額し、2億5,518万4,000円とするものでございます。

1項営業収益は647万8,000円の減額、2項営業外収益は74万2,000円の増額でございます。

支出につきましては、1款水道事業費用を249万5,000円減額し、2億3,918万9,000円とするものでございます。

1項営業費用は237万円の減額、2項営業外費用は12万5,000円の減額でございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書によりご説明いたします。10ページをお開き願います。

初めに、収益的収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は662万1,000円の減額でございます。水道使用量の業務用で558万9,000円の減、家事用で109万7,000円の減が主な内容であり

ます。

2目受託工事収益は14万3,000円の増額、給水工事の設計審査及び法人審査手数料の増額でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は3万5,000円の増額、預金利息の増額でございます。

2目他会計補助金は56万6,000円の減額、人事異動による対象経費の減に伴う一般会計からの補助金の減であります。

3目消費税及び地方消費税還付金は29万2,000円の減額、災害復旧事業により国庫補助金など、特定収入がふえたことによる減額であります。

4目雑収益156万5,000円の増額、3年に一度精算される北海道退職手当組合生産還付金等の増が主なものであります。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原則及び浄水費は5,000円の増額であります。これは水質検査委託料21万2,000円など、事業費確定による委託料28万3,000円の減、浄水場ほか施設修繕31万5,000円の減、電力料金改定による動力費59万2,000円の増が主な内容でございます。

2目排水及び給水費は191万1,000円の増額、これは委託料で漏水調査委託料が42万8,000円の増、配水管漏水シールのため修繕費で100万円の増、材料費で48万3,000円の増が主な内容でございます。

4目総係費は、478万4,000円の減額でございます。これは人事異動により給与320万5,000円の減、手当が51万3,000円の増、法定福利費200万9,000円の減などが主なものでございます。

5目減価償却費は、22万9,000円の増額、主に機械及び装置16万6,000円の増であります。

6目資産減耗費は26万9,000円の増、これまでの設備投資により、以前、設備した浄水場自動化整備の除却を計上するものでございます。

2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費は12万5,000円の減額、企業債利息確定による減でございます。

1ページへお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出の補正でございます。

2ページをお開き願います。収入では一旦、資本的収入を85万6,000円減額し、1億5,931万3,000円とするものであります。

1項企業債は1,030万円の減額、2項国庫補助金は95万6,000円の増額、3項他会計補助金は1,320万円で皆増となります。

失礼しました、今、第3項と言いましたが、第4項他会計補助金は1,320万円で皆増となります。

支出では1款資本的支出を15万3,000円増額し、2億8,973万8,000円とするものでございます。

1項建設改良費が同額の15万3,000円の増額でございます。

資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

ます。12ページをお開き願います。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債は、1,330万円の減額、これは取水場設備の災害復旧工事などで220万円の増、宮園配水池改築更新事業で一般会計からの補助金の増などにより1,590万円の減が主なものであります。

2 項 1 目国庫補助金は95万6,000円の増額、台風18号による取水施設の復旧工事に伴う補助金の増であります。

4 項 1 目他会計補助金は、1,320万円の皆増、宮園配水池改築更新事業に対する一般会計からの補助金であります。

次に、資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項 1 目建設改良費は142万8,000円の増額、これは配水管布設替え工事の執行額確定により61万2,000円の減額、設備改修工事で執行額確定による減額及び取水場災害対策工事の実施による増が主なものであります。

2 目総係費は6万8,000円の減額、旅費の減額と調査設計委託料の確定による減額であります。

3 目メーター設備費は119万2,000円の減額、主に有効期限が満了となったメーター器取り付け台数の確定による減額であります。

4 目固定資産購入費は1万5,000円の減額、車両購入費確定による減額であります。

ここでまた1ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入が、資本的支出に対し不足する額1億3,042万7,000円について、過年度分損益勘定留保資金738万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億833万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,021万5,000円及び建設改良積立金448万7,000円で補填するものでございます。

2ページをお開き願います。

第5条、企業債の補正であります。企業債の予定額を1,330万円減額し、1億2,530万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還についての変更はございません。

第6条議会の議決を経なければ流用できない経費の補正でございます。

職員給与について、470万1,000円減額し、2,738万3,000円とするものでございます。

第7条一般会計からの補助金の補正であります。児童手当給付経費補助を33万6,000円減額し24万円に。基礎年金拠出金費用補助を23万円減額し67万7,000円にするものであります。

また、新たに宮園配水池改築更新事業補助を1,320万円とするものであります。

3ページと4ページは、補正予算実施計画、5ページは補正資金計画、6ページから8ページまでは水道事業職員補正給与明細書、9ページは継続費に関する補正調書、飛びまして13ページと14ページは無形貸借対照表でございます。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算（4回目）の内容であります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 次に、病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第92号 平成25年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）について、その内容をご説明申し上げます。

1 ページからごらんください。

初めに、第1条総則であります。

平成25年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量であります。予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものです。

（1）患者数のうち、年間延べ患者数であります。入院患者では4,015人を減じて1万3,550人、外来患者では1,225人を減じて5万1,450人とするもので、合わせて合計6万4,955人となるところです。これにより、1日平均患者数ですが、入院患者では11人減の37人、外来患者では5人減の212人、合計1日で247人となるところです。

患者数は、外科が非常勤体制で外来のみのため、入院患者数に影響が大きく出ている状況にあります。昨年の決算比較では、外科入院患者数に相当する数が減少となっている状況にあります。

次に（2）主な建設改良事業であります。今年度予定しておりました事業執行額が確定となりましたので、定数整理を行い、医療機械整備事業で224万2,000円を減額し、1,237万3,000円に、車両購入事業で2万5,000円を減額し、177万5,000円とするものであります。部分ごとの詳細は後ほど説明させていただきます。

続きまして2ページ、第3条、収益的収入及び支出及び第4条資本的収入及び支出につきましては、11ページの補正予算説明書により説明いたします。11ページをお開きください。

初めに、収益的収入であります。1款病院事業収益2,130万4,000円を減額するもので、内訳ですが1項医業収益で7,402万5,000円の減、うち1目入院収益で7,353万円の減、2目外来収益で7,353万円の減、2目外来収益で49万5,000円の減、それぞれ患者数の減による補正であります。

次に、2項医業外収益では5,272万1,000円の増であります。これは4目他会計補助金として12月での町からの補助金を5,000万円の増額計上であります。収益的収入に対す他会計補助金の総額は3億4,833万2,000円となります。

次に、5目負担金交付金では272万1,000円の増で、1,166万4,000円とするもので、厚岸町介護老人保健施設こくみの運用費用のうち、人件費の一部や光熱水費など、病院会計が立てかえ払いをする必要に対し、厚岸町介護老人保健施設事業特別会計から面積など案分計算により受ける負担金収入の増額であります。

昨年の実績を踏まえた基礎額の調整と入場にかかる事務人権費の案分を増額する内容です。

次に、収益的支出であります。1款病院事業費要3,166万8,000円の減額補正です。

内訳ですが、1項医業費用では3,200万4,000円の減、このうち1目給与費では3,336万6,000円の減、1節給料で1,856万4,000円の減、2節職員手当等で1,441万2,000円の減、内容は外科医師1名の補充が年度内は見込めない情勢にあること、医療職の休職等による人件費の減が主な内容となっております。

12ページ、3節法定福利費689万3,000円の減、主に幅員数の減と負担金率の引き下げなどによる減額補正、4節賃金650万3,000円の増、主に医療職の欠員補充など臨時職員採用による増額であります。

2目材料費1,299万円の減、そのうち1節薬品費975万8,000円の減、2節診療材料費323万2,000円の減、それぞれ患者数減による減額補正であります。

3目経費1,418万1,000円の増、内容では3節旅費交通費190万1,000円の増、外科出張医師の交通費の増が主な要因であります。

18節負担金1,228万の増は、外科医師ほか診療支援にかかる医師派遣負担金の増額であります。

次に2項医業外費用33万6,000円の増、2目医療技術員確保対策費、2節では医師確保にかかる食糧費の増であります。

以上が、収益的収入及び支出です。

次に、資本的収入及び支出です。13ページをごらんください。

1款資本的収入、1項補助金189万8,000円の減、内訳として1目他会計補助金109万8,000円の減、企業債償還元金補助医療機会整備事業及び車両購入事業執行による補助金の減額、2目国庫補助金80万円の減、医療機会整備事業の執行による特定防衛施設周辺整備調整交付金の減額であります。

次に、支出です。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費、226万7,000円の減、1節機械備品購入費では、電子内視鏡システムほか全6種7台であります。

2節車両購入費では、普通乗用自動車購入、1節、2節ともに内容は当初予算と変更がなく、事業執行による減額であります。

2ページにお戻りください。

第4条の資本的収入及び支出の補正括弧書きであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,863万1,000円は過年度分損益勘定留保資金3,863万1,000円で補填するものであります。

以上、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

3ページです。

第5条は、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。職員給与費で3,336万6,000円を減額し、総額で6億8,484万1,000円とするものです。

次に、第6条他会計からの補助金であります。予算第7条に定めた一般会計から繰り入れを受ける額についての補正は、病院経営における上半期の実績を踏まえた補助金の算定根拠の精査に基づき、それぞれの部分による補正するところで、部分ごとの内訳は本表のとおりであります。

今回、4,890万2,000円を増額し、総計では4億2,467万4,000円とするところであります。なお、前年同期の一般会計の補助金の比較ですが、医療機械購入費、共済組合追加費用、退職手当組合追加費用など、年度により変動の大きい項目もありますが、単純総額比較では1,517万円の減となります。

以上が補正予算1回目の内容ですが、これにより消費税込みの全体の収支では、ここ

まで昨年並みの収支の推移となっておりますが、収入不足4,941万3,000円の赤字であり、今後、見込みを含め、まだ4カ月以上ありますので患者数の動向により変動も予想されるところであります。

4ページ、5ページは補正予算実施計画、6ページは補正資金計画、7ページから10ページまでは補正給与費明細書、飛びまして14ページ、15ページは予定貸借対照表であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

以上、大変雑駁な説明であります。議案第92号 平成25年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後5時07分休憩

午後5時07分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

本10件の審査方法についてお諮りいたします。

本10件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する、平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本10件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、12月9日、月曜日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本日は、この程度にとどめ、12月9日、月曜日に延会いたします。ご苦労さまでした。

午後5時08分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年12月 6 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員